

足立区教育委員会会議録

会議名	平成30年第12回足立区教育委員会定例会							
開会月日	平成30年12月6日(木)			場所	教育委員会室			
会議時間	(開会)午前・午後 3時00分 ~ (閉会)午前・午後 4時30分							
休憩時間	①(休憩)午前・午後 3時49分 ~ (再会)午前・午後 4時20分 ②(休憩)午前・午後 時 分 ~ (再会)午前・午後 時 分							
委員の出席	教育長	定野 司	出席	委員	葉養 正明	出席		
	委員	小池 康之	出席	委員	浅井 えり子	欠席		
	委員	河本 孝美	出席	出席者4名、欠席者1名				
説明員	荒井 広幸	教育指導部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭部長	出席		
	森 太一	教育政策課長	出席	松野 美幸	子ども政策課長	出席		
	田巻 正義	学力定着推進課長	出席	森田 剛	子ども施設運営課長	出席		
	西貝 裕武	小中連携教育担当課長	出席	菊地 崇	子ども施設入園課長	出席		
	小坂 裕紀	教育指導課長	出席	渡邊 勇	青少年課長	出席		
	半貫 陽子	就学前教育推進課長 子ども施設指導・支援担当課長	出席	川口 真澄	待機児対策室長	出席		
	山村 研二	教育改革担当部長	出席	曾田 康之	子ども施設整備課長	出席		
	宮本 博之	学校運営部長	出席	臺 富士夫	待機児ゼロ対策担当課長	出席		
	古川 弘雄	学校支援課長	出席	上遠野 葉子	こども支援センターげんき所長	出席		
	五十嵐 隆	学校適正配置担当課長	出席	門藤 敦良	支援管理課長	出席		
	渡辺 隆史	学校施設課長	出席	楠山 慶之	教育相談課長	出席		
	櫻井 健	学校改築担当課長	出席	高橋 徹	こども家庭支援課長	出席		
	吉尾 文彦	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	秋生 修一郎	地域のちから推進部長	出席		
	伊藤 良久	生涯学習振興公社事務局長	出席	濱田 良光	地域文化課長	出席		
	菊池 正美	生涯学習振興公社学習事業部長	出席	倉本 和世士	生活衛生課長	出席		
書記	秋元 康裕	教育政策担当係長	佐々木 直	教育政策担当係長	野口 晋平	教育政策担当係長		
	遠藤 鉄也	教育政策担当主任	清水 均	庶務係長	肥高 浩二	管理係長		
傍聴人	1名							
会議した議題	別紙、会議次第の通り。							

平成30年12月6日

第12回足立区教育委員会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第12回足立区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。
それではこれより審議に入ります。

○教育長 初めに会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に葉養委員、小池委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは日程第1、第61号議案を議題といたします。
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第61号議案「足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第61号議案について鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。
子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の2ページをごらんください。第61号議案説明資料でございます。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。
改正の理由でございますけれども、区立第二日ノ出町保育園を民営化いたしまして、社会福祉法人太陽会が運営いたします私立保育園とするためでございます。

改正の内容でございますが、別表の第1「第二日ノ出町保育園の項を削る」という内容でございます。3ページに新旧対照表を掲載させていただきましたので、参考に見ていただけたらと思います。戻っていただきまして、施行年月日につきましては、平成31年4月1日でございます。
説明は以上となります。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第61号議案についてご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

葉養委員。

○葉養委員 この案件そのものについては、特段細かい議論があるわけではないんですけど、民営化というのは1つの流れであるというのはわかっているんですけど、私が、今、勤めているところは保育士の養成課程、1学年50人いるのですね。その学生たちの40人くらいは公立保育所に入るので、女性が多いんですけど、話していると、やはり私立という形態になると後ずさりするが多いのですよね。今のところ公立を3カ所受けて、うち2カ所は受かるという状態なので、就職は問題は全くないのです。ただ、だから足立区なんかももしかすると、区立が社会福祉法人、つまり私立に衣がえすると敬遠する流れに加担する可能性があるのですよね。区立もたくさん残っているからまだいいのですけど、だからそういう要素ですね。

保育士になろうとする学生は山のようにいるのだけど、私立もいろいろなのがあるのはわかっていますけど、私立という名前がつくと、社会福祉法人立となると第1志望から外すという。それが少し困ったなど。中には、野田市にある社会福祉法人は毎年お願いしているのですが、所長さんにお会いすると、すごく熱心で、ぜひうちに見に来させてくださいなんていう。すごくいい保育所もあることはあるのですね。だから、これから保育士になろうとする人に対する何か広報というか、手立てというか、なぜ私立、社会福祉法人立になってしまふと後ずさりするのか、その辺もよく考

えていただかないと、いい人が採れなくなる可能性があります。答える必要はないのですけど、保育士を養成している現場としては、そういう感じをすごく強く持っていますので、ぜひご配慮をいただきたい。どういうふうな配慮をしたらいいかわかりませんけど、考えておいていただければと思います。

○教育長 誰か答弁をしますか。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 社会福祉法人や株式会社では内容のいい保育をされているところがございます。公立も一生懸命頑張っていますけど至らないところもあるところですので、どうような中身で運営しているところかということになるべくまずは見える化していくことは必要かなと考えております。

また、就職するときにもそういう情報が伝わりやすくなるように、私立保育園の就職フェアなどもお手伝いしているところもありますので、そういったところでうまく見えるような工夫をしていただいたらどうかなと考えております。

○教育長 葉養委員。

○葉養委員 所得というのも現実問題として、やはり就職するということになれば、そのもらった給料で生活するわけで、公立の保育所でも、例えば私のゼミ生だと、さいたま市に受かって、松戸市も受かったのですよね。小学校免許状を取る課程の子なのですから、教員資格認定試験をわざわざ在学中に受けて合格して、もう免許を持っているのですよ。それで小学生の相手をすることを目指したのだけども、小学生は意外と大人だというのを実習に行って気づいて、私はもっと小さい子がいいと言い始めて、小学校の採用試験を受けなかったのですよね。それで、かわりに保育所の試験を受けた。

当然受かるだろうなと思っていたら、やはり受けるところみんな受かってしまう子なのですね。どっちにするかというときに、給与水準もやはり調べますよね。さいたま市のほうが高いわけですよ、松戸市と比べて。それで松戸市は、四大卒の給料スケールがないのですよね。短大卒どまりになっているのです。さいたま市は四大卒があるのですね。栃木県の子ですから、一人暮らしなのですけど、アパートやマンションを借りる場合に、給料が高くてもさいたま市だと家賃が大きくなるなど。松戸市だと給料が低くても安い家賃で暮らせるところがあるだろうと。そういうのを学生はみんな計算するのですよ。それは当然ですよね。だからそういう中で結局公立でも天秤にかけて選んでいる。今のところ3つ応募して1つか0かという状況ではないですからね。今のうちのケースだと3つ受けて3つとも受かるとか、状況がいい。ましてや社会福祉法人となると、それだけでもう自分たちの希望先から外れるという。

だからそのときに給与水準とか、区立から社会福祉法人立になって給与がどう運動するのかとか、何かデータとか、広報資料の中にそのあたりも入れ込んでおかないとなかなか食指は動かないのかなということがありますので、ぜひご配慮いただきたい。

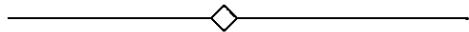
○教育長 ありがとうございます。この間、新宿の保育園に行ってきたのですけども、そこは園長の教育、保育なのでしょうね、理念というのかな。それに共鳴して公募してなくとも来るとおっしゃっていました。なので、そういう保育園が区内にも幾つも出てくると、私立でも法人立でもいい保育士が集まるのかなと思いますね。

ほかによろしいでしょうか。ないようですので、これより第61号議案「足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。本案は原案のとお

り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第2、第62号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育施策担当係長 日程第2、第62号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第62号議案について秋生地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 それでは、お手元資料、4ページをご覧ください。第62号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

保塚地域学習センターで改修工事を行っており、その中で第3学習室の新設と第2学習室の面積が変更になります。

それに伴って、利用料金が変わります。お手元の説明資料の6ページをご覧いただきますと、まずは4で改修レイアウトがありますけど、今まで高齢者作業所があって、その作業室だったところが第3学習室になります。事務室の部分は若干残りますので、第3学習室の40平米、これが新設になります。

次の7ページをご覧ください。今まで第2学習室がございました。左側が改修前、右側が改修後です。第2学習室に倉庫がなかったので、机や椅子が会議室の中に置きっぱなしということになつております。使いにくいということがございまして、倉庫スペースをとらせていただきました。それによって第2学習室が若干狭くなつたところです。その結果、8ページの利用料金が、面積が変わったということですので、第2学習室は午前1,100円、午後1,400円、夜間1,700円になります。第3学習室は新設ですが、第2学習室と同額になるという改正でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

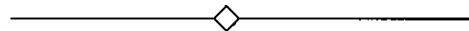
○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第62号議案についてご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。質疑ありますか。

よろしいですか。ないようですので、これより第62号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第3、第63号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第63号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」以上。

○教育長 第63号議案について荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元の資料10ページをご覧いただきたいと思います。第63号議案説明資料でございます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

教育長に対しまして講師の依頼がございました。この依頼に応じるにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づきまして、教育委員会の許可を受ける必要がございますので、この案を提出したものでございます。

従事内容につきましては、資料の2(1)、(2)に記載のとおりでございます。

なお、今後の方針でございますが、従事日の業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図りまして、対応してまいりたいと考えております。

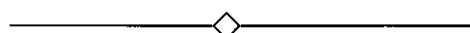
私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第63号議案についてご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。ないようですので、これより第63号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第4、第64号議案を議題とするところですが、出席説明員の一部が足立区議会の厚生委員会に今、出席中でありますて、到着を待つから審議を行うこととし、先に日程第5を行わせていただきたいと思います。日程第4の第64号議案については、会議を一度閉会し、休憩の後、審議することにいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、日程第5、「教育長報告」を議題といたします。今回は各担当からの報告事項にかえさせていただきます。質疑は全ての報告が終わりまして、一括でいただくようお願いいたします。

(1)について小坂教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 私からは足立区立中学校における部活動の方針の策定についてご報告申し上げます。所管部課名は記載のとおりです。

昨今、スポーツ庁が運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び東京都が運動部活動の在り方に関する方針を策定いたしました。それに基づき、「足立区立中学校に係る運動部活動の方針」を作成したので報告いたします。

主な内容としては、国、東京都がつくったものに準じておりますが、特に2番、足立区では現在部活動にはボランティアを配置しておりますが、新たに引率ができる、または責任を持って指導に当たれる部活動指導員の配置を計画しております。

また、週当たり部活動2日以上の休養日を設定すること。また、部活動における体罰、パワハラの禁止。こちらは平成25年に文部科学省から出ておりました「運動部活動での指導のガイドライン」を引用してまいりました。このあたりを介して足立区として部活動の方針を策定させていただきました。今後はこの内容を区立中学校校長に発信するとともに、また、文化部についても国や都がこれから出す予定でございますので、そちらについても足立区も同様に検討してまいります。

以上でございます。

○教育長 次に(2)について、吉尾学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 「就学援助事業における新入学児童生徒学用品費の増額について」でございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

都区財政調整交付金が増額になりました。それに伴い、就学援助の新入学児童生徒の学用品費の単価を、小学校入学者は4万7,380円、中学校入学者は5万4,070円に増額するというものでございます。

対象及び時期でございますが、小学校入学者が2019年の7月、入学後に支給予定でございます。中学校入学者は入学前に支給の環境が整っておりますので、平成31年2月に支給とさせていただきたいと思っております。

予算措置でございますが、小学校入学者につきましては、2019年度の当初予算に計上予定でございます。中学校入学予定者は就学援助の認定者数が減少したため、平成30年度予算の就学援助事業の執行残額を充てさせていただきたいと考えております。

単価の増額の費用や財源につきましては、3(2)ア、イに記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(3)について、門藤支援管理課長お願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長 私からは「平成30年度就学移行プログラムの実施について」報告いたします。

所管部課名は記載のとおりでございます。

第2回総合教育会議で内容についてはお伝えをいたしましたが、今年度につきましては、対象校を1校増やし3校、また、対象児童につきましては、4名から各校6名の、計18名に増やして実施してまいります。

4実施予定、5評価の方法につきましては記載のとおりでございます。

今後の方針ですが、この2年間実施しまして、十分検証した上で、負担のない限りで各小学校が現場で活用できるようなプログラムに改善し、それを全小学校に情報として伝えていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長 次に、(4)について濱田地域文化課長、お願いします。

地域文化課長。

○地域文化課長 「平成29年度ギャラクシティ(足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール)

指定管理者業務評価結果」でございます。

評価委員会を記載のとおり開催いたしました。今回の評価対象期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日で、指定管理料は3に記載のとおりでございます。

指定管理者は、株式会社丹青社。

評価委員会の開催日は10月2日と30日、2日間にわたりて行いました。

評価委員会の委員の構成ですが、東京大学大学院の宮田教授をはじめ、記載のとおりでございます。

裏面になりますて、評価方法ですけれども、評価委員会に提出された資料の確認、指定管理者自身で行う自己評価、そして区職員及び評価委員による実態調査で行っております。

評価の結果でございますけれども、評価は7段階の評価で、今回は一番上級である「A+」でございました。「当該分野について、良好である」という評価をいただいております。

委員会の主な意見と対応ですけれども、評価点の取り扱い基準を改善すべきだということ、また、対応策として評価指標の見直しと明確化を図ることでいただいております。

この結果につきましては、足立区のホームページに平成31年の2月上旬に掲載する予定です。

今後の方針でございますが、意見をいただいたことから、今年度から新たな指定管理者になったところでございますけれども、評価方法の明確化と見直しを図ってまいります。また、評価に対するインセンティブの導入をしておりますので、今回の指定管理者に関しましては、速やかに報賞金の支出をさせていただきたいと思います。

評価の資料については、添付のとおりでございます。

以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から4件の報告がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問をいただきたいと思います。ご発言をお願いいたします。

葉養委員。

○葉養委員 25ページ。これは総合教育会議で申し上げたのですけど、今後の方針のところを見ると、「全小学校に広げていくために」と書いてあって、もう全小学校に拡大するということが既定方針になっているようにも読めるのですけども、ただ、全小学校となると普通の子どもが山のように入り込んでいるわけですよね。家庭環境もすべての子どもですから、いろいろな子どもが含まれてくる。この実施予定のケースだと、結構目的なく限定されていて、それだとわかるのですけど、全小学校に広げていくということになった場合にそれがどういう効果を生み出すかというあたりは、私は非常に疑念を持っているのですね。

こういう調査というのは、山のように現場向けにあることはあるのだろうと思うのですけど、あまり成果が期待できないような調査が次から次へと持ち込まれて閉口しているというのが学校の多分現状で、杉並区の和田中学校の校長をやっていた藤原さんがよく言っていましたけど、校長になってこんな山のように調査票が入るとは思わなかつたと。それで、文部科学省のほうも大分調査を精選するという動きが出てきたと思うのですけど、だからこれはお金の面のコストがかかるというものではないかもしれないけど、間に挟まる先生方の受けなければいけないエネルギーという面での時間コストとか、いろいろなコストというのが出てくるので、本当に全児童に拡大していくことが必要かどうかというあたりも含めて、少し検討していただければと思います。

○教育長 ごめんなさい。私の理解は全児童ではないという理解でいたのですけど、支援管理課長、お

願いします。

○支援管理課長 委員のご指摘のとおり学校現場で負担のかからないような内容をこの2年間で検証いたしまして、各小学校のほうで必要に応じて活用していただければということが本課の考え方でございます。

対象につきましては、特に支援が必要な児童につきまして限定して行うことを考えております。
以上でございます。

○教育長 全児童といったら、これ大変なので。葉養委員、よろしいですか。全児童ではない。
葉養委員。

○葉養委員 わかりました。その点はよろしくお願ひします。

私も被災地なんかを震災直後、ずっと回っていたのですけど、釜石市の唐丹小学校という被災校ですけど、そこに行ったときに校長先生から見せられたのが1週間前に来た総務省のアンケート調査なのですね。ところが、その総務省のアンケート調査が来た後に、また今日文部科学省からアンケートが届いた。同じ質問が山のように並んでいるのですよね。だから、省庁が違うと、みんなそれぞれの省庁が独自に調整もなしにアンケートを作っていて、それは総務省にとっては意味があるからやっているのだろうし、あと国土交通省も行っていますよね。文部科学省は文部科学省で子どもの視点でと。だけど、小学校に来るアンケートは質問がものすごく重複しているのですよ。

だからそういう点が現場サイドにしてみると非常に多忙感というか、やはり役所のほうから来るアンケート等は断れないのですよね。下手に断ってしまうと、校長のリーダーシップが足りないとかですね、回収率みたいなものが評価の尺度になっている可能性もあって、どんどん末端を苦しめていくのがあるから、その点は、本当に効果的な狙いを絞るというのはすごく大事だと思うのですよね。狙いを絞って、今回は複数の省庁が入っている組織ではありませんので、各所管とか、そちら辺の同種のものが重複しないような配慮はぜひお願いしたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

今、学校支援課で、そういった調査物をまとめて、データベース化して、重複しないように計画していますので、またそれが出来上がりましたら、ご披露したいと思います。

この件、よろしいですか。

小池委員。

○小池委員 私の読み取り方としては、今、知的に遅れがなく、学校生活で配慮の必要な子どもがたくさん増えてきていて、そこにどう対応していくかという教員のスキルもなかなか今、難しいので、子どもたちにエントリースキルとか指示従事スキルを学ばせながら、教員もそのスキルを学んで、保護者にもそのスキルを伝えながら、教員と子どもと保護者が学んでいき、それを少しづつ各学校に広めていくという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○教育長 支援管理課長。

○支援管理課長 小池委員のおっしゃるとおりでございます。家庭、学校、そして教育委員会が連携しながら1人の子を見守って支援していくという考え方でございます。

○教育長 小池委員。

○小池委員 そういうスキルを身につけていく、両方で身につけていくということですね。

○教育長 支援管理課長。

○支援管理課長 そのとおりでございます。

○教育長 いかがでしょうか。

河本委員。

○河本委員 同じ就学移行プログラムについて質問をしたいと思います。まず、今回この3校を選ばれた理由をお聞かせください。

○教育長 支援管理課長。

○支援管理課長 まず鹿浜五色桜小学校につきましては、現在、コミュニケーションの教室を利用している児童が非常に多い学校の1つでございます。その上で、就学前から何らかの支援をしていきたいというのが我々の考えで、学校長とも相談した上でこの学校を決定したという経緯がございます。

○教育長 中島根小学校と梅島第二小学校は去年に引き続きですね。

支援管理課長。

○支援管理課長 2校につきましては、昨年度実際に試行しましたので、今年度につきましてもお願ひをいたしました。

○教育長 河本委員。

○河本委員 3校ともほかの学校に比べて支援を要する子どもや親御さんのニーズが多いという考え方でいいのでしょうか。

○教育長 こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 3校が特に多いということではございません。ただ、下の鹿浜五色桜小学校につきましては、こちらはもともと通級の指導学級がございました関係もあって、今、コミュニケーションの教室に変更になりましたけれども、利用されるお子さんはやはり多いです。もともと学校の環境が非常に新しく、なおかつその教室なども非常に整備されているというところがございますので、確かにニーズが多い面はありますが、中島根小学校と梅島第二小学校に関しては特にニーズが多いのではなく、昨年度この事業をモデルで始めるに当たって、私どもげんきからも行きやすいといったらなんですが、協働で動きやすいところからお願いした次第でございますので、特にこの地域が多いということではございません。

○教育長 河本委員。

○河本委員 あともう1つなのですから、総合教育会議のときにも意見を言わせていただいたのですが、このプログラムに従事する教員というのは、前回と同じような特別支援教室の教員であるとか、全く前回と同じような従事をする教員という形でしょうか。

○教育長 支援管理課長。

○支援管理課長 昨年度、従事した者については引き続きお願いをしています。また、今年度新たに区費の非常勤教員につきまして、この1年間内容を学ばせて、さらに数名増やしております。

○教育長 河本委員。

○河本委員 ありがとうございました。

○教育長 ほかいかがでしょうか。

葉養委員。

○葉養委員 24ページの「就学援助事業における新入学児童生徒学用品費の増額について」、このところは先ほど教育委員の間で話していたときに出たのですけど、結局、支給した後、どういうふうに使用されているか。

子ども向けの補助制度だけど、本当に子どもに現金が還元されているかどうかというあたり、ど

ういうふうにすればいいのかというのはわからないけど、そういう懸念が多分あるのではないかということなのです。それに対して何か対応策みたいなものは何かないのだろうか、少しそういう話も出たものですから、学校運営部長からご回答を提示してください。

○教育長　学校運営部長。

○学校運営部長　対策としては、例えば追跡調査をすることも考えられますが、少し現実的ではないのかなと思います。したがいまして、支給をするときにこの援助、扶助はどういうものなのか、これを十分周知させていただいて有効に活用していただく。そのような形を考えたいと思います。

○教育長　いかがでしょうか。

河本委員。

○河本委員　同じ考えなのですから、実際に特に小学生の新入生のお子さんの中で学用品がそろっていない子、買ってもらえない子、耳にすることがすごく多いです。もちろん新入学の学用品の就学援助を受けていますかと聞いたわけではないんですけども、恐らくそういう家庭のお子さんがほとんどだと思います。そうなると、例えば説明をして与えても、親御さんはその学用品に利用しなければいけない金銭を明らかにそのお子さんに与えていない状況があるのは事実です。ただ、そうやって追跡調査なんかも難しいとは思うのですけども、何とかそこをひとつぜひお子さんのために使っていただけるようなことを考えていただけたらなと思うのです。

○教育長　学務課長。

○学務課長　就学援助制度につきましては、今回は新入学生徒児童の学用品費についてでございますが、そのほかに数種類の品目がございます。そのほかの品目につきましては、例えば卒業アルバム向けのものであるとか、あとは自然教室の通学費など、そういうものにつきましては、事後払いという形で確認させていただいているところでございます。ただ、ご指摘のこちらの品目につきましては、皆さんの事情、種類が非常に多々ありますので、宮本学校運営部長も説明しましたようになかなか難しいなというところがございますので、指定どおり周知をさせていただきたいと考えております。

○教育長　生活保護も同じことが言えるものですから、これもあわせて、どんなことができるのか、少し宿題にさせていただきたいと思います。

ほかいかがでしょうか。

葉養委員。

○葉養委員　情報連絡のところで、よろしいですか。

○教育長　一旦締めて、「その他」のところでお願ひします。

報告事項についてはよろしいですか。

それでは、報告事項を終了させていただきます。

今、葉養委員から「その他」とお話をされたので、その他、何かあれば、どうぞご発言いただきたいと思います。

葉養委員。

○葉養委員　情報連絡の3の(2)のところですね。「平成31年度新入学児童生徒の区立小中学校希望選択応募状況最終集計表の公表について」という、33ページですか。このトレンドがすごくわかりやすいというのはあるのですけど、中学校は特にでこぼこが結構大きいですね。中学校という場所の性格なのでしょうけど、高校入試を控えていますからね。小学校は割合でこぼこが小さいと

いう印象があるので、学校選択制そのものについてはそれなりの意味があるのかなと、私は個人的には思っているのですけど、品川区で若月教育長のときに、導入し始めたときに若月さんから言われて、効果の検証チームというのを作ったことがあるのですね。東京大学とか、あと千葉大学とか、東京学芸大学から私が入って、東京大学は小川正人さん。前の教育委員会ですが、正人さんが入ったから、東京大学のドクターの院生なんかが山のように兵隊で入り込むという、かなり大きな研究組織を作つて、それでその効果検証の結果を本にして出版されているからこれは公になつていています。教育出版かどこかから20年ぐらい前ですかね。かなり克明な調査やつているのです。ヒアリングも行って、学校選択制をどういう経緯で導入したかを、区議会議員とか、区役所の部長、課長もかなり細かく調査していく、東京大学の院生が全部行つてくれましたが、それを文章に起こして、全体像をレベルで立体的につかもうという趣旨で、数年間かけたと思うのですけど、膨大なデータが、若月教育長からも必要なデータがあれば全面的に協力するからということで、外に出していくような細かいデータまで含めていただいて、克明に追つていったことがあるのですね。

でこぼこというのは、やはり変動するのですよね。だから、品川区の場合だと直後の時期に中学校で一番人気校になっているのは戸越台中学だったと思うのですよね。たしか複合建築ですよ。5階からが特別養護老人ホームになっていて、1階から4階までが中学校。特別養護老人ホーム建築で新しく建物を作り直したのですね。いろいろななぜかという噂はあったのですけど、結局厚生労働省の補助金のほうが単価が高くて、それで特養を入れるということでもつて全体を作つたから一挙にエアコン完備になったのですね、あの学校は。だからそういうのが幸いしたのではないかとか、いろいろな声はありましたが、ただ、2年後、3年後、4年後と追つていくと、戸越台中学がいつも1位ではなくなってきたという、その変化なんか、もう効果検証としてやつてあるのですよ。

それで最終的には本の中にまとめで、小川さんが書いていますけども、学校選択制は相当賛否両論厳しい対立があったのですけど、そのネガティブな総括は必ずしも当たらないと、確かなつていったと思うのです。ただ、やはり保護者の思惑との関係で選択は変動しているし、教員の入れ替えだってあるわけですよね。そういう意味で、事務局の仕事が増えることが出てきてしまうのですけど、外部に委託すればいいのですけど、何かこれだけ大きなデータを持っているのであれば、少しデータを蓄積していく、全体的な評価というとあれですね、それを積み重ねていったほうが将来的に、学校選択制はなくならないと思うのですけど、部分的に手直しするときに役立つデータが得られるのではないかと思うのですよね。

だから、そういう検証を始めたというだけで、議会で、何で検討を始めたのだと言われかねない面はあるかもしれないけど、そこはテーマのつけ方とかいろいろ工夫して、政策立案に役に立つようなデータを蓄積していく、データに基づく政策というのは国の全体の今の流れになっていることは、近藤区長もおっしゃっていますよね。だからそういう点、すぐ着手するのではないですけど、財政の目処がつくとか、もしどこかで時機があったら、ぜひやっていただければと思います。これは意見です。

○教育長 平成30年から小学校では隣接地域に限定することも試みておりますので、それがどういう影響が出たとか、あるいはそのときには中学校をどうするかと議論したわけですけれども、部活動の問題であるとか、幾つかご意見をいただいているので、そういったことを包括できるような何かものができればと思いますので、これも宿題にさせていただきたいと思います。

ほかいかがでしょうか。

小池委員。

○小池委員 新入学の学校選択制のこと、ちょっとした疑問というか、例えば加平小学校が受入人数が100人で、応募人数が102人で、2人のために抽選するのですか。東伊興小学校は受入人数が100人で、応募人数が101人で、これ、現実的に抽選するのですか。1人のために。1年生で35人学級。教室が3つあつたら105人。102人とか101人は受入可能な人数に感じるのですが、どうなのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 小池委員、ご指摘のとおり、こちらは抽選をさせていただくところになります。こちらは受入可能数ではあるのですが、この後の転入転居の問題もございますので、応募人数も増えるため、抽選をさせていただくというところで運用をしております。

○教育長 今ので、答弁大丈夫ですか。基準があったでしょう。基準ないの。

学務課長。

○学務課長 基準は35人になってございますので、35掛けるその倍数という形でやらせていただいているところでございます。加平小学校につきましては、その105という形でやらせていただいているところでありますけれども、転入転出を考えて100という形でさせていただいているところでございます。

○教育長 あまり変わらないね、答弁。要するに転入が確実視されている方がいるのだということで抽選にすることなのでしょう。そうではないの。

学校運営部長。

○学校運営部長 この数字の出し方なのですけど、小池委員のおっしゃるように、1年生35人学級でございます。何クラス、規模的にこの学校が受け入れられるか。今回、加平小学校でいうと3クラスということで、35掛ける3で、出す答えは105になります。しかしながら、初めからこの35人となってしまうと、例えば年度途中にこの学区内に転入してきた子どもが入る余地が全くないということでは対応が非常に困ってしまいますので、余裕を持って5を引かせていただいて100という数字を設定させていただいているということです。

○小池委員 そこにもう引っ越しの予定があるのでしたら保護者は納得できると思うのですけども、この102人のうち2人、抽選で入学不可になってしまうのは、該当する保護者からすると厳しいなと。これは感想です。

次に、中学校で、例えば上下に並んでいる22番と23番なのですけども、鹿浜菜の花中学校は受入可能人数が203人、応募人数が227人で凍結。新田中学校の受入可能人数は203人と同じで、応募人数は240人で、凍結校とか抽選校ではない。十二中学校も165人の受入人数で、応募人数は191人で、凍結校とか抽選校ではない。考えられるのは余裕教室があるか、私立受験で実際にはそこの中学校に入っていいかないとということなのですけども、もしそういうことであれば、例えば昨年の実績をどこかにわかるようにしておいていただくと、保護者も「あ、この学校は応募人数が多いけども、去年を見るとちょうどになっているのだな」と。理由はなくても昨年と比べてみると、何となく凍結にしたとかしないとかの理由がわかるというか、読み取れるというか、何かそういうことがあってもいいのかなと感じています。

○教育長 学務課長。

○学務課長 この人数の差につきましては、委員、ご指摘のとおり、主に私立受験を申し込んでいる方を差し引いて、引き算させていただいて精査しているところでございます。

2点目の保護者の方の理解を促すための前年度の実績につきましては、宿題として検討させていただきたいと思っております。

○教育長 今日はたくさん宿題をさせていただいているとおり、3つ目の宿題ということでよろしくお願ひします。検討してください。ほかいかがでしょうか。

それではないようですが、先ほどご案内のとおり、ここで暫時休憩を取りたいと思います。続々は午後4時20分を予定しております。ただ、委員会の都合もあるので、終わり次第ということになりますけれども、とりあえず午後4時20分再開を予定したいと思います。それでは、休憩いたします。

(休 憩)

○教育長 それでは会議を再開いたします。

日程第4、第64号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第64号議案「旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第64号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 資料12ページ、第64号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

現在、足立区長が旅館業の営業許可を求められているところですが、この建物から約70メートルの位置に千寿桜堤中学校がございます。こうした場合には、旅館業法第3条第4項の規定によりまして、教育委員会の意見を求める事になつてございますので、この案を提出するものでございます。

施設の概要につきましては、資料の2番に記載のとおりでございます。13ページからは営業許可の申請あるいは地図、それから15ページ以降には構造設備の概要、19ページには間取り図、20ページ以降には建物の外観の写真ということで資料をつけさせていただいております。

本件に係ります足立保健所の見解でございますが、申請書どおりの建物の構造設備であることを確認した上で、関係衛生法規に適合しており、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断するという見解もつけられております。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第64号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

葉養委員。

○葉養委員 この案件については前にも出てきたような気がしたのです。そのときも申し上げたことはあると思うのですけども、旅館業法の関係で「その施設の設置によって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない」となっています。

結局「著しく害されるおそれ」をどう捉えるかと。一応100メートルの区域内に学校等があるときは慎重に検討しろというのが法律上の規定だと思うんですけど、この旅館を見ると、構造的に普通の建物みたいな感じもしないでもないんですけども、将来的にこういうものが風営法とかに抵触

するような形に変わっていく可能性とか、そういうことをどう考えるかとかですね。

許可すると、多分その後は、許可したときの条件が変わってないかどうかというチェックができるのかできないのかで、そこら辺のことはやるような体制を作つていったほうが、一度こういうのが事例として出てくると、多分これから先どんどんほかに既成事実として広がっていく可能性があるのではないかと思うので、そこら辺はどうなのでしょうか。

○教育長 生活衛生課長。

○生活衛生課長 まず、これは簡易宿所と申しまして、一般の住宅を利用して設備工事があった段階で申請をするという形でございまして、委員、ご懸念のいわゆるラブホテル的なものは構造基準が全く違っておりますし、また現在のこの建物につきましても風営法上取つてございません。

そしてそういう風俗関係につきましては風営法で規制がかかってございまして、そちらでは学校の100メートル以内につきましては、基本的には許可しておりません。風営法で禁止という形がございます。1回、旅館業法で許可いたしましたが、そのままではございませんで、各担当が地区ごとに巡回しておりますが、その当時の状況、衛生環境が整っているかは監視をしてございます。そういうことによって適正な運営を図つてございます。

○教育長 よろしいですか。

葉養委員。

○葉養委員 ゼひその点はお願ひいたします。やはり教育環境という視点で教育委員会は意見を言うのが務めでしょうから、ゼひそのチェックをよろしくお願ひいたします。

○教育長 生活衛生課長。

○生活衛生課長 ただいま委員のお申し出につきましては、重々こちらのほうも認識してございまして、今後ともそれに沿つた対応をさせていただきます。

○教育長 小池委員。

○小池委員 これは義務づけられてないでしょうが、ここは「ナイスホステル北千住」という名称で、この写真を見る限りは、これはまだできて許可されてないからなのか、例えばこれはそういう施設なのだよということが、通りを通る誰からもわかるようになっているのかいないのか。私、千寿桜堤中学校、前にもこの近くでこういう許可を出したと思うのですけども、だんだんそういう建物というのですか、いわゆる営業する、木造で普通のアパートのようだけれど実はホステルとか、ホテルなのだということが知らない間に増えてきてということで、区民の方はあまり気がつかなかつたということがないように、いろいろな人が出入りする建物なのだということであれば、きっとそこはそういうホステルですよというのを誰が通つてもわかるような形にしていただくことはできないのですかね。

○教育長 生活衛生課長。

○生活衛生課長 今、委員おっしゃっているとおり、ここ箇所が過去、今年の5月にも先生方にご審議いただいているのが1件ございまして、さらにもう1件は、平成29年の3月に教育委員会のご意見をいただいております。この近くでは今回が3件目になります。

その看板表示なのですから、旅館業法につきましては、看板を掲げなさいと、こういうふうに義務をもつてやりなさいということは一切ございません。現在よく世間では評判になつております住宅宿泊事業法、これにつきましては表示があるのですけど、その表示につきましては、ちゃんと入口等に、見えるところに掲げなさいというのがあるのですけども、旅館業法につきましては從

来からこの看板の表示という義務がないので、小池委員がおっしゃるように、普通はお客様がいるので看板をつけるのが一般的なわけですけども、中にはそういう目立たないようなこともあります。

○教育長 それは何とかならないのですか。つけてはいけないとは法律に書いてないでしよう。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 そうです。ですから適切にわかるように、口頭でもってお願ひという形でもって、今、そういうご意見を賜って、やらせていただきたいと思います。

○教育長 というわけでございます。よろしいですか。

ほかにいかがですか。今、小池委員からもありましたが、前回たしかこの学校の北側だったかな。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 14ページの地図で申し上げますと、千寿桜堤中学校がございまして、学校の下に印がついているところが今回なのですけども、学校の隣沿いに細長い道が左に書いてありますけども、その道のほう、左のほうへ向かっていったところです。ですから柳原二丁目という丁目は同じなのですが、番地が違っている状況でございます。

○教育長 例えば総量規制とか、要するにこれがたくさん出てきてしまったら、さっきの著しく環境を害される可能性があるかもしれないで、今、まだ3つなのかな、この学校周辺では。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 100メートル範囲では3つ目です。

○教育長 だとすると、この次、もしこの地域で出るようであれば、ほかのところもプロットしておいて、全体像が見えたほうがいいかもしれないね。総量規制は法律にはないのでしょう。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 ございません。

○教育長 ないということなので、あわせてよろしくお願ひします。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより第64号議案「旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

そのほか何かございますか。

よろしいですか。ないようですので、以上をもちまして本年第12回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時30分閉会

平成30年第12回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成30年12月6日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第1	第61号議案 足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する 条例の送付について	1
日程第2	第62号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	4
日程第3	第63号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について	9
日程第4	第64号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について	11
日程第5	教育長報告	

2 報告事項

(1) 【追加】足立区立中学校に係る運動部活動の方針の策定について 《小坂 教育指導課長》	別冊
(2) 就学援助事業における新入学児童生徒学用品費の増額について 《吉尾 学務課長》	24
(3) 平成30年度就学移行プログラムの実施について 《門藤 支援管理課長》	25
(4) 平成29年度ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール） 指定管理者業務評価結果について 《濱田 地域文化課長》	26

3 情報連絡事項

(1) 第10回中学生「東京駅伝」大会について	[教育指導課] 31
(2) 平成31年度新入学児童生徒の区立小中学校希望選択応募状況 最終集計表の公表について	[学務課] 33
(3) 東部地域病院における病児保育室の開設について	[子ども政策課] 34
(4) 児童養護施設入所児童を対象にした「ふれあい動物教室」について	[青少年課] 35
(5) こどもをまもろう110番に関する足立区商店街振興組合連合会の 協力について	[青少年課] 36
(6) 事業実施報告・実施予定	[青少年課] 37
(7) 行事実施結果・実施予定	[生涯学習振興公社] 39

第 6 1 号議案

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

平成 30 年 12 月 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野司

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例
足立区における保育の利用等に関する条例（平成 23 年足立区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 同第二日ノ出町保育園の項を削る。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

第二日ノ出町保育園を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 6 1 号 議 案 説 明 資 料

平成30年12月6日

件 名	足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由 区立第二日ノ出町保育園を民営化し、社会福祉法人太陽会が運営する私立保育所とするため。</p> <p>2 改正の内容 別表第1 第二日ノ出町保育園の項を削る。</p>
今後の方針	施行年月日 平成31年4月1日

別 紙

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改正前	改正後
第1条から第34条 (省略)	第1条から第34条 (省略)	
別表第1 (第3条関係) (中略)	別表第1 (第3条関係) (中略)	
名称	位置	名称
同 加賀保育園	足立区加賀二丁目31番5-101号 <u>足立区日ノ出町19番3号</u>	同 加賀保育園 (削除)
同 第二日ノ出町保育園		同 伊興大境保育園
同 伊興大境保育園	足立区西竹の塚一丁目10番5-101号	足立区西竹の塚一丁目10番5-101号
		付 則
		この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 6 2 号議案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成 30 年 1 月 26 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区地域学習センター条例施行規則（平成 13 年教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1、施設使用料の項中「保塚地域学習センター」について、
次のように改める。

別表第 1 （第 5 条関係）

1 施設使用料

保塚地域学習センター		午前		午後	夜間
		第 1 学習室	1,600	2,000	2,500
	第 2 学習室	1,100		1,400	1,700
	第 3 学習室	1,100		1,400	1,700
	教養室（和室）	1,100		1,400	1,700
		午前	午後 1	午後 2	夜間
	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定に関わらず、この規則の施行の日以後の保塚地域学習センターの第 2 学習室及び第 3 学習室の使用に係る使用の申請、承認その他

の使用に関する手続については、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

(提案理由)

保塚地域学習センター改修工事実施による館内のレイアウト変更を行い、第三学習室の新設及び第二学習室の室面積が変更となることに伴い施設使用料が変更となるため、この規則案を提出いたします。

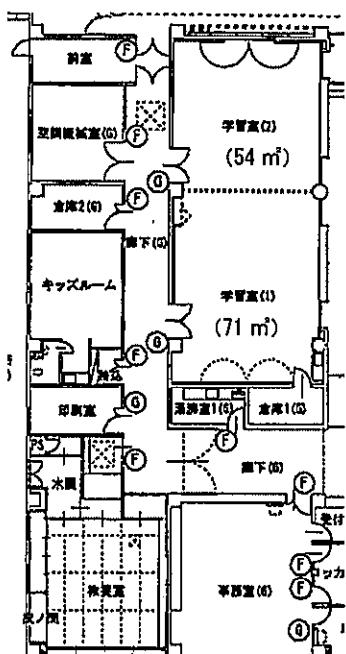
第 6 2 号 議 案 説 明 資 料

平成 30 年 1 月 6 日

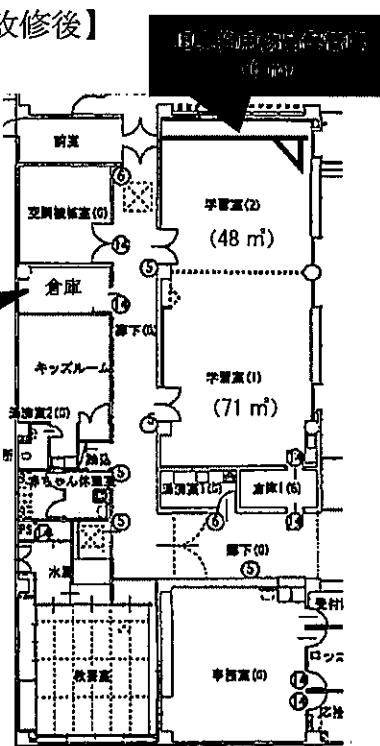
件 名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課
内 容	<p>1 改正の理由 保塚地域学習センター大規模改修工事実施に伴い、第2学習室のレイアウト変更による施設使用料変更及び第3学習室の新設による施設使用料の設定を行う。</p> <p>2 改正内容 別紙・新旧対照表のとおり。</p> <p>3 施行年月日 平成31年4月1日</p> <p>4 改修レイアウト (1) 別棟1階 【改修前】 【改修後】</p>

(2) 本棟 2階

【改修前】



【改修後】



今後の方針 平成31年1月足立区議会閉会中における区民委員会にて報告する。また、区民や利用者に対し、あだち広報、ホームページ及びポスター等で周知を行う。

別紙

足立区地域学習センターライフ規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前		改正後																																				
○足立区地域学習センターライフ規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号		○足立区地域学習センターライフ規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号																																				
第1条～第18条 (省略)		第1条～第18条 (省略) 付 則 (平成30年〇月〇日教委規則第〇号)																																				
(施行期日)		この規則は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置)																																				
1 前項の規定に関わらず、この規則の施行の日以後の保塚地域学習センターの第2学習室及び第3学習室の使用に係る使用的申請、承認その他の使用に関する手続については、この規則の施行の日前においても、行うことができる。		別表第1 (第5条関係) 1 施設使用料																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保塚地域 学習センター</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1学習室</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>第2学習室</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>教養室(和室)</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションホール</td> <td>2,100</td> <td>2,700</td> <td>3,100</td> <td>2,100</td> <td>2,700</td> <td>3,100</td> </tr> </tbody> </table>		保塚地域 学習センター	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	第1学習室	1,600	2,000	2,500	1,600	2,000	2,500	第2学習室	1,600	2,000	2,500	1,100	1,400	1,700	教養室(和室)	1,100	1,400	1,700	1,100	1,400	1,700	レクリエーションホール	2,100	2,700	3,100	2,100	2,700	3,100
保塚地域 学習センター	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間																																
第1学習室	1,600	2,000	2,500	1,600	2,000	2,500																																
第2学習室	1,600	2,000	2,500	1,100	1,400	1,700																																
教養室(和室)	1,100	1,400	1,700	1,100	1,400	1,700																																
レクリエーションホール	2,100	2,700	3,100	2,100	2,700	3,100																																

第 6 3 号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
上記の議案を提出する。

平成 30 年 1 月 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、下記
のとおり従事する。

記

従事日時	従事内容	依頼元
12月14日（金） 10:00～17:00	自治体職員セミナー講師 「持続可能な自治体経営を目指して」	一般社団法人 自治体行政研究所
1月30日（水） 10:00～12:00	地方議会セミナー講師 一般質問で自治体を変える ～執行機関・議員・実務家の観点から～	株式会社 地方議会総合研究所
2月1日（金） 10:00～17:00	地方議会セミナー講師 よくわかる地方財政と自治体予算 ～進化する自治体をめざして～	

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるので、この案を提出いたします。

第 6 3 号 議 案 説 明 資 料

平成30年12月6日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 提案理由 足立区教育委員会教育長に対する講師依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。</p> <p>2 従事内容等 (1) 自治体職員セミナー講師 「持続可能な自治体経営を目指して」 日時：12月14日（金）10時00分～17時00分 会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館 (東京都豊島区東池袋1-6) (2) 地方議会セミナー講師 ア 一般質問で自治体を変える ～執行機関・議員・実務家の観点から～ 日時：1月30日（水）10時00分～12時00分 会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館 (東京都豊島区東池袋1-6) イ よくわかる地方財政と自治体予算 ～進化する自治体をめざして～ 日時：2月1日（金）10時00分～17時00分 会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館 (東京都豊島区東池袋1-6)</p>
今後の方針	従事日の業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図り、対応する。

第 6 4 号議案

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

平成 30 年 1 月 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野司

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について
旅館業の営業許可を行うにあたり、足立区足立保健所長より教育委員
会の意見を求められたので、これに異議ないものとする。

(提案理由)

旅館業法第 3 条第 4 項の規定により、足立区足立保健所長より意見を
求められたので、この案を提出いたします。

第 6 4 号 議 案 説 明 資 料

平成30年12月6日

件 名	旅館営業許可に関する教育委員会の意見について												
所管部課名	教育指導部教育政策課												
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>旅館業の営業許可について、旅館業法第3条第1項の規定により特別区においては区長が行うこととされている。【足立区保健所長委任規則（昭和50年規則第29号）で足立保健所長に委任】</p> <p>この許可を行うにあたり、当該施設から約70メートルの位置に千寿桜堤中学校が存在するため、旅館業法第3条第4項の規定に基づき、足立保健所長より意見を求められたものである。</p> <p>旅館業法第3条第4項（要約）</p> <p>区長は、旅館業の営業許可を与える際、当該施設の周囲おおむね100メートルの区域内に学校等があるときは、その施設の設置によって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。</p> <p>2 施設概要</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 所在地</td> <td>足立区柳原二丁目43番6号</td> </tr> <tr> <td>(2) 申請者</td> <td>きよくは 曲波</td> </tr> <tr> <td>(3) 営業種別</td> <td>簡易宿所営業</td> </tr> <tr> <td>(4) 名称</td> <td>ナイスホステル北千住</td> </tr> <tr> <td>(5) 間取り、施設の外形</td> <td>別紙図面のとおり</td> </tr> <tr> <td>(6) 当該学校までの距離</td> <td>直線距離で約70メートル</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 所在地	足立区柳原二丁目43番6号	(2) 申請者	きよくは 曲波	(3) 営業種別	簡易宿所営業	(4) 名称	ナイスホステル北千住	(5) 間取り、施設の外形	別紙図面のとおり	(6) 当該学校までの距離	直線距離で約70メートル
(1) 所在地	足立区柳原二丁目43番6号												
(2) 申請者	きよくは 曲波												
(3) 営業種別	簡易宿所営業												
(4) 名称	ナイスホステル北千住												
(5) 間取り、施設の外形	別紙図面のとおり												
(6) 当該学校までの距離	直線距離で約70メートル												
今後の方針	議決後、足立保健所長へ回答する。												

30足保生収第1821-3号
平成30年11月12日

足立区教育委員会様

足立区足立保健所長
寺西 新

旅館業営業許可申請について（照会）

貴職の所管する、足立区立千寿桜堤中学校（住所：足立区柳原二丁目49番1号）付近で下記のとおり旅館業営業許可申請がありました。つきましては、旅館業法第3条第4項の規定により、当該施設の許可について貴職のご意見を回答願います。

記

- 1 申請地 東京都足立区柳原二丁目43番6号
- 2 申請者 合同会社寿松 代表社員 曲 波
- 3 営業種別及び名称 簡易宿所営業 ナイスホステル北千住
- 4 新設・譲渡の別 新設
- 5 施設概要 別図のとおり（付近見取図、建物平面図）
- 6 施設との距離 70メートル
- 7 参考 許可後すぐに営業開始予定



ZENRIN

ゼンリン

おでかけマッ

地図が画面いっぱい

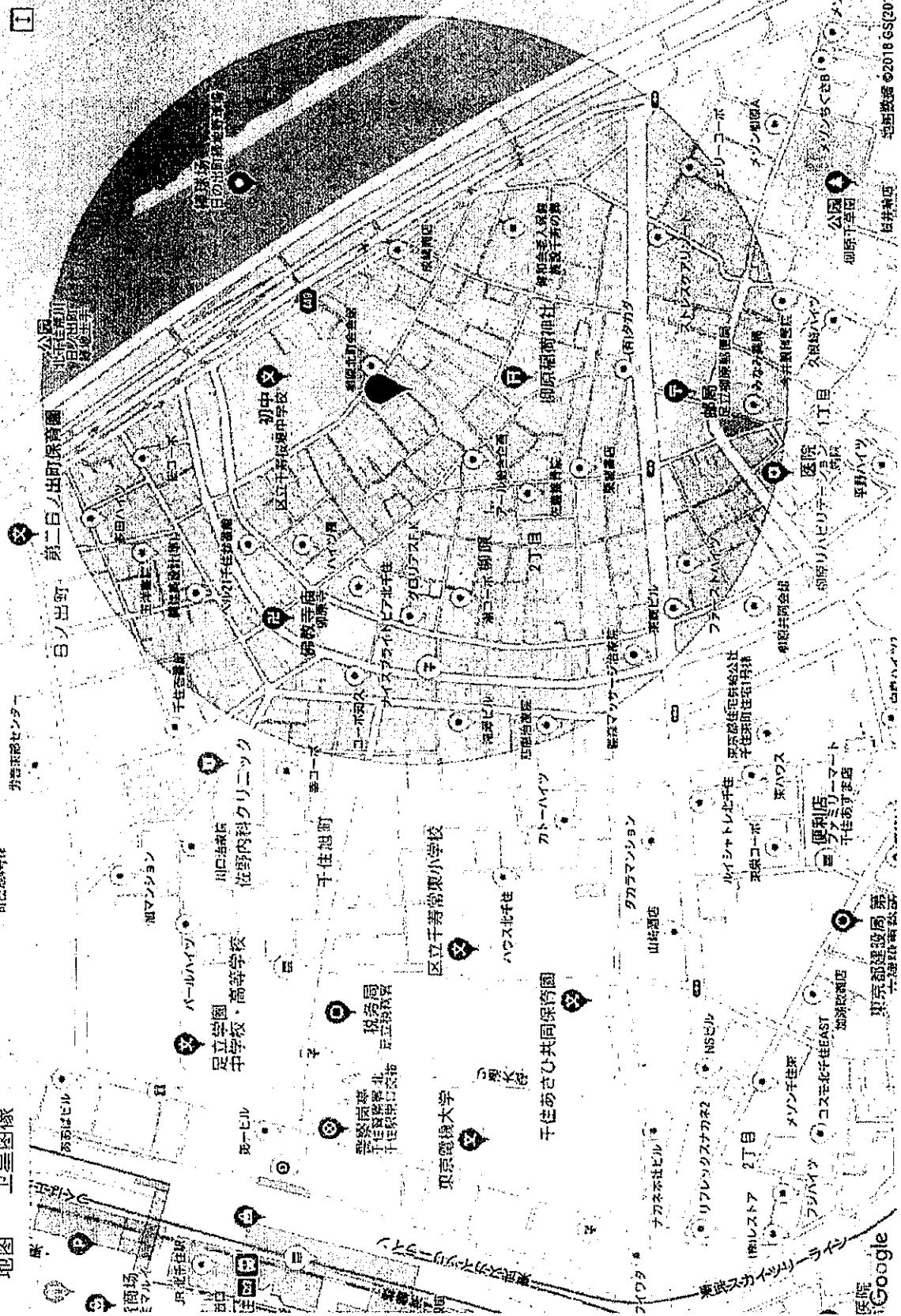
HOME > 日を強く

選ぶ

円の指定範囲を調べられます
1. 半径と塗色を選択します

0.3 Km □ 緑
□ 半径の2.3-4.5倍の円を
中心点を設定します
希望を中心点をクリックして下さい
マークが表示されて中心となる
マーカーは移動できます
左ボタン系による設定もできます
柳原2-43-6

3. 円を描きます
表示されたマーカーをクリック
することで希望の円が描かれます
2. 3をやり直し、複数の円を描
削除する
□ 前述：こちらにチェックを
マークをクリックすると削除で



旅館業構造設備の概要 (1)

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

~~千葉桜堤中学校~~

の敷地から営業施設の敷地まで 70 m

~~柳原一丁目児童遊園~~

の敷地から営業施設の敷地まで 70 m

	敷地面積 54.17 m ²	建築面積 34.42 m ²	延べ面積 68.84 m ²	旅館業該当面積 68.84 m ²
建築物の構造等種類	RC造・S造・SRC造・木造モルタル・その他()			
地上 2 階、地下 0 階建て・使用部分 1, 2 階				
出入口	玄関帳場(フロント) m ²	ロビー m ²	下駄箱 m ²	(有) (玄関・室内)・なし
階	※各客室の面積・有効面積・トイレの数・浴室の面積・洗面の数・定員数等の一覧表は別に添付すること			
寝台等	2 階	階	階	階
寝台(有・無)	<201> 7.537 m ²	室名	室名	室名
個室・共用	1 室 1 名	室名	室名	室名
寝台(有・無)	<202> 7.23 m ²	室名	室名	室名
個室・共用	1 室 [REDACTED] 室名	室名	室名	室名
寝台(有・無)	<203> 6.76 m ²	室名	室名	室名
個室・共用	1 室 [REDACTED] 室名	室名	室名	室名
22.423	m ²	室名	室名	室名
3 室	室名	室名	室名	室名
5 名	室名	室名	室名	室名
寝台(有・無)	m ²	室名	室名	室名
個室・共用	室名	室名	室名	室名
各階合計	m ²	室名	室名	室名
階数	1 階	2 階	階	階
便所	男 0 か所 大小 個 共用	男 1 か所 大小 個 女 0 か所 個	男 か所 大小 個 女 か所 個	男 か所 大小 個 女 か所 個
個室専用	個	個	個	個
だれでもトイレ / 階 / か所				

旅館業構造設備の概要 (1)

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

千寿桜堤中学校 の敷地から営業施設の敷地まで 70 m

柳原二丁目児童遊園 の敷地から営業施設の敷地まで 20 m

面 積	敷地面積 54.17m ²	建築面積 34.42m ²	延べ面積 68.84m ²	旅館業該当面積 68.84m ²
建築物の構造等種類	RC造・S造・SRC造 木造モルタル その他 ()			
	地上 2 階、地下 0 階建て・使用部分 1, 2 階			
出 入 口	玄関帳場(フロント) m ²	ロビー m ²	下駄箱 有 (玄関・室内) · なし	
※各客室の面積・有効面積・トイレの数・浴室の面積・洗面の数・定員数等の一覧表は別に添付すること				
客 室 22.423 m ²	2 階 寝台等 [201] 個室・共用 7.537 m ² 1室1名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名
	2 階 寝台(有・無) [202] 個室・共用 7.23 m ² 1室2名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名
	3室 5名 [203] 個室・共用 7.656 m ² 1室2名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名
	寝台(有・無) 個室・共用 室 名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名
	寝台(有・無) 個室・共用 室 名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名
	各階合計 室 名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名	階 m ² 室 名
	階 数 1 階	2 階	階	階
	共 用 男 大 小 個 女 大 小 個 個室専用 個	男 0か所 大 個 小 個	男 1か所 大 1 個 小 個	男 か所 大 個 小 個
		女 0か所 大 個 小 個	女 1か所 1 個	女 か所 大 個
だれでもトイレ 1 階 1 か所				

※ 印影部分以外を表示するために添付した。

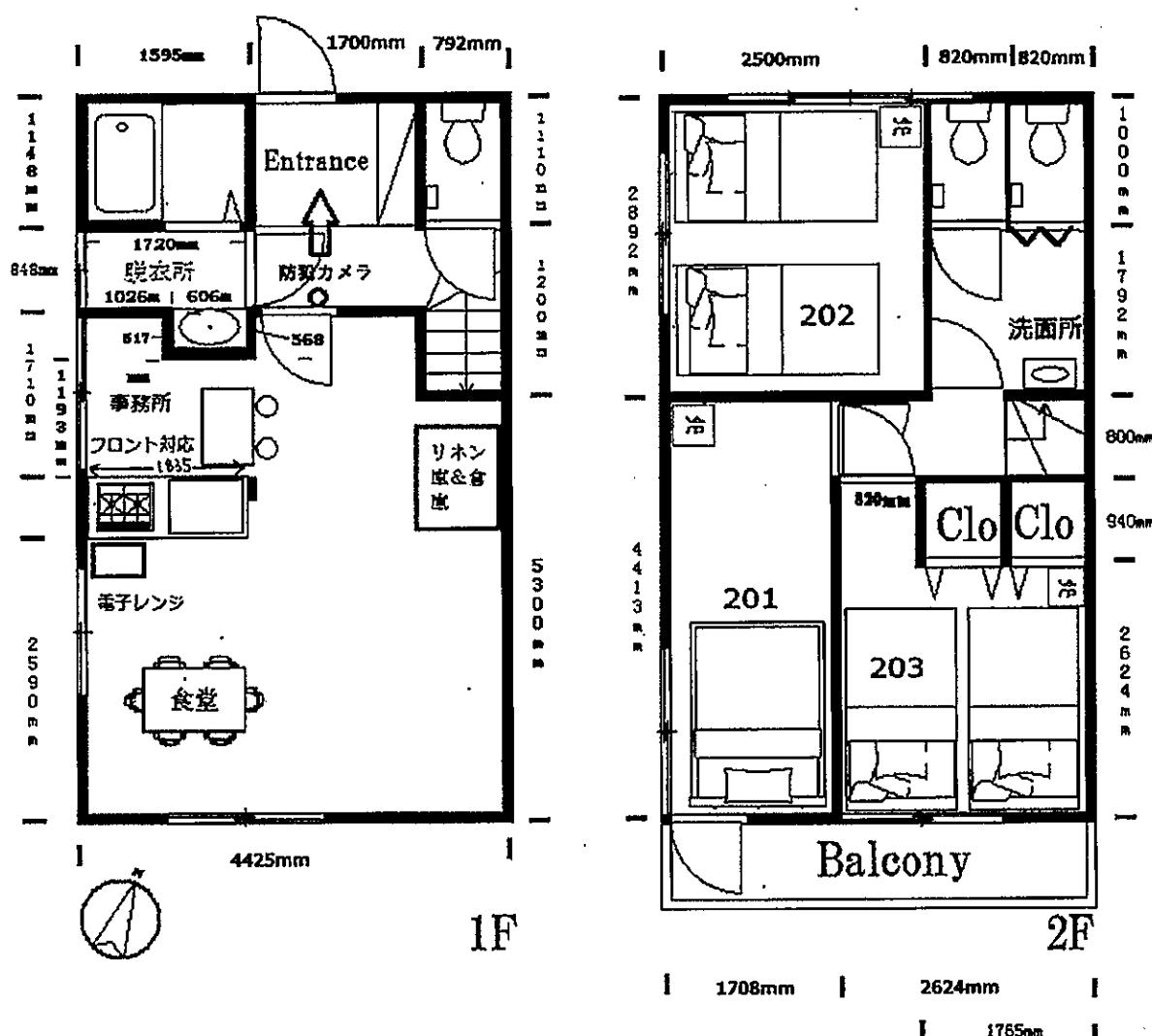
旅館業構造設備の概要（2）

共用 洗面所	階数	2階	階	階	階	
	か所数	1か所	か所	か所	か所	
	混合水栓	0個	個	個	個	
	湯栓	0個	個	個	個	
個室 洗面所	階数	階	階	階	階	
	か所数	か所	か所	か所	か所	
	混合水栓	個	個	個	個	
	湯栓	個	個	個	個	
浴室	共用 (浴槽有・無)	1.83m ²	個室専用 (浴槽:有・無)			
	同時に複数人使用 (可・不可)	1階(男・女)	混合水栓 1個	湯栓 [REDACTED]	階 か所 脱衣所(有・無)	
		水栓 0個	脱衣室面積 [REDACTED]		階 か所 脱衣所(有・無)	
		階(男・女) 1.8m ²	混合水栓 個	湯栓 個	階 か所 脱衣所(有・無)	
その他の室	調理場	m ²	食堂	m ²	従業員室	m ²
					[REDACTED]	
	暖房の種類	エアコン・その他 ()				2.77m ²)
	ガス設備	ガス設備がある客室 〇室	客室専用の元栓がある客室	〇室		
寝具格納設備	1か所 (1階、 階、 階)				-9-4	
営業所	名称: 合同会社松	所在地: 横浜市青葉区仲町	電話: 048-423-6396			
玄関帳場の代替設備		別紙のとおり				
照明設備系統		別紙図面のとおり				
給排水設備系統		別紙図面のとおり				
機械換気設備系統		別紙図面のとおり				
調理・飲料用の使用水	上水 (直結・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設)	貯水槽有効容量	m ³			
調理・飲用以外の井戸の使用	有 (用途:) 無	井水用貯水槽 有・無	貯水槽有効容量 m ³			
		消毒薬使用 有・無	自動滅菌機 有・無			
その他の設備	貯湯槽 有 (設定温度 °C) 無	循環式風呂 有* 無	循環式浴槽の表示 有・無			
		浴槽循環系統数 (〇) 系統				
		気泡発生装置 有 (か所) 無	露天風呂 有・無			
	※循環式風呂がある場合は、系統図を添付					

旅館業構造設備の概要（2）

共用 洗面所	階数	2階	階	階	階
	か所数	1か所	か所	か所	か所
	混合水栓	0個	個	個	個
	湯栓	0個	個	個	個
	水栓	1個	個	個	個
個室 洗面所	階数	階	階	階	階
	か所数	か所	か所	か所	か所
	混合水栓	個	個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
浴室	共用（浴槽：有・無）			個室専用（浴槽：有・無）	
	同時に複数人使用 (可・不可)	1階(男・女) 1.83 m ²		階	か所 脱衣所(有・無)
		混合水栓 1個 湯栓 0個		階	か所 脱衣所(有・無)
		水栓 0個 脱衣室面積 1.8 m ²		階	か所 脱衣所(有・無)
		階(男・女) m ²		階	か所 脱衣所(有・無)
	混合水栓 個 湯栓 個			※面積は別紙のとおり	
	水栓 個 脱衣室面積 m ²				
その他の室	調理場	m ²	食堂	m ²	事務室 2.71 m ²
暖房の種類	(エアコン)・その他()				
ガス設備	ガス設備がある客室 0室		客室専用の元栓がある客室 0室		
寝具格納設備	1か所 (1階、 階、 階)				
営業所	名称：合同会社寿松 所在地：埼玉県朝霞市仲町1-9-4 電話：048-423-6396				
玄関帳場の代替設備	(別紙のとおり)				
照明設備系統	別紙図面のとおり				
給排水設備系統	別紙図面のとおり				
機械換気設備系統	別紙図面のとおり				
調理・飲料用の使用水	(上水 (直結・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設) 貯水槽有効容量 m ³)				
調理・飲用以外の井戸の使用	有(用途：)・無 井水用貯水槽 有・無 貯水槽有効容量 m ³ 消毒薬使用 有・無 自動滅菌機 有・無				
その他の設備	貯湯槽 有(設定温度 °C)・無 循環式風呂 有*・無 循環式浴槽の表示 有・無 浴槽循環系統数 (0) 系統 気泡発生装置 有(か所)・無 露天風呂 有・無 ※循環式風呂がある場合は、系統図を添付				

※ 印影部分以外を表示するために添付した。



宿泊可能人数：5人 洗面所 1ヶ所 洋式便座：3ヶ所

201号室 $4.413 \times 1.708 \text{ m}^2 = 7.537 \text{ m}^2$ 202号室 $2.892 \times 2.5 \text{ m}^2 = 7.23 \text{ m}^2$ 203号室 $2.624 \times 2.624 + 0.82 \times 0.94 \text{ m}^2 = 7.656 \text{ m}^2$

有効面積：201号室 $4.413 \times 1.708 \text{ m}^2 = 7.537 \text{ m}^2$ 202号室 $2.892 \times 2.5 \text{ m}^2 = 7.23 \text{ m}^2$ 203号室 $2.624 \times 2.624 + 0.82 \times 0.94 \text{ m}^2 = 7.656 \text{ m}^2$

1階延床面積： 34.42 m^2 2階延床面積： 34.42 m^2 客室合計面積（内法）： 22.423 m^2

寝室面積と宿泊可能人数

規定合計延べ面積 $3.3 \text{ m}^2 \times 5 \text{ 名} = 16.5 \text{ m}^2 <$ 客室面積 22.423 m^2

201号室 $7.537 \text{ m}^2 \times 1/10 = 0.753 \text{ m}^2 <$ 窓 3.57 m^2

202号室 $7.23 \text{ m}^2 \times 1/10 = 0.723 \text{ m}^2 <$ 窓 1.238 m^2

203号室 $7.656 \text{ m}^2 \times 1/10 = 0.7656 \text{ m}^2 <$ 窓 2.236 m^2

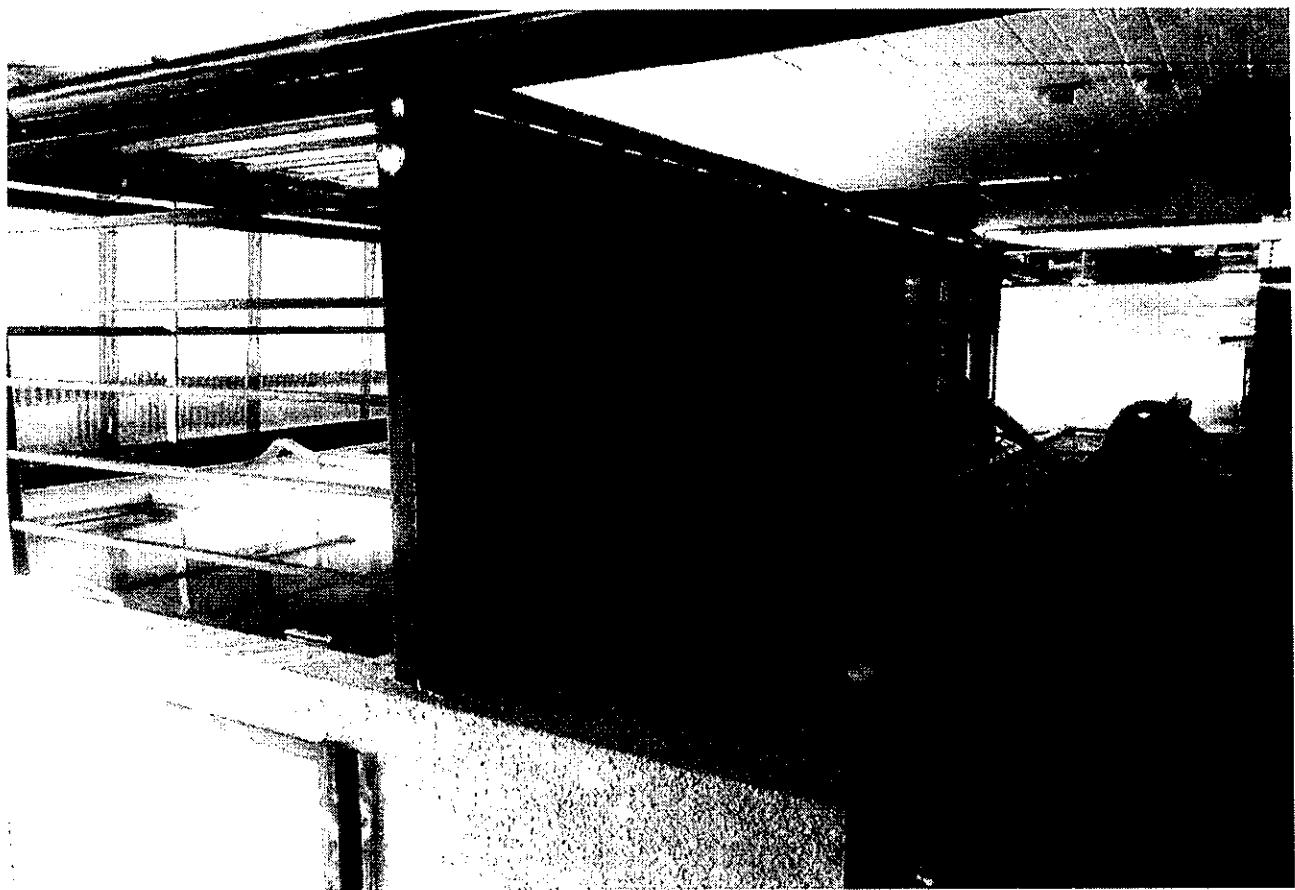
近隣銭湯 大和湯 営業時間 15:30~24:00 距離：50メートル

住所：東京都足立区柳原2丁目43-1 電話：03-3881-6029

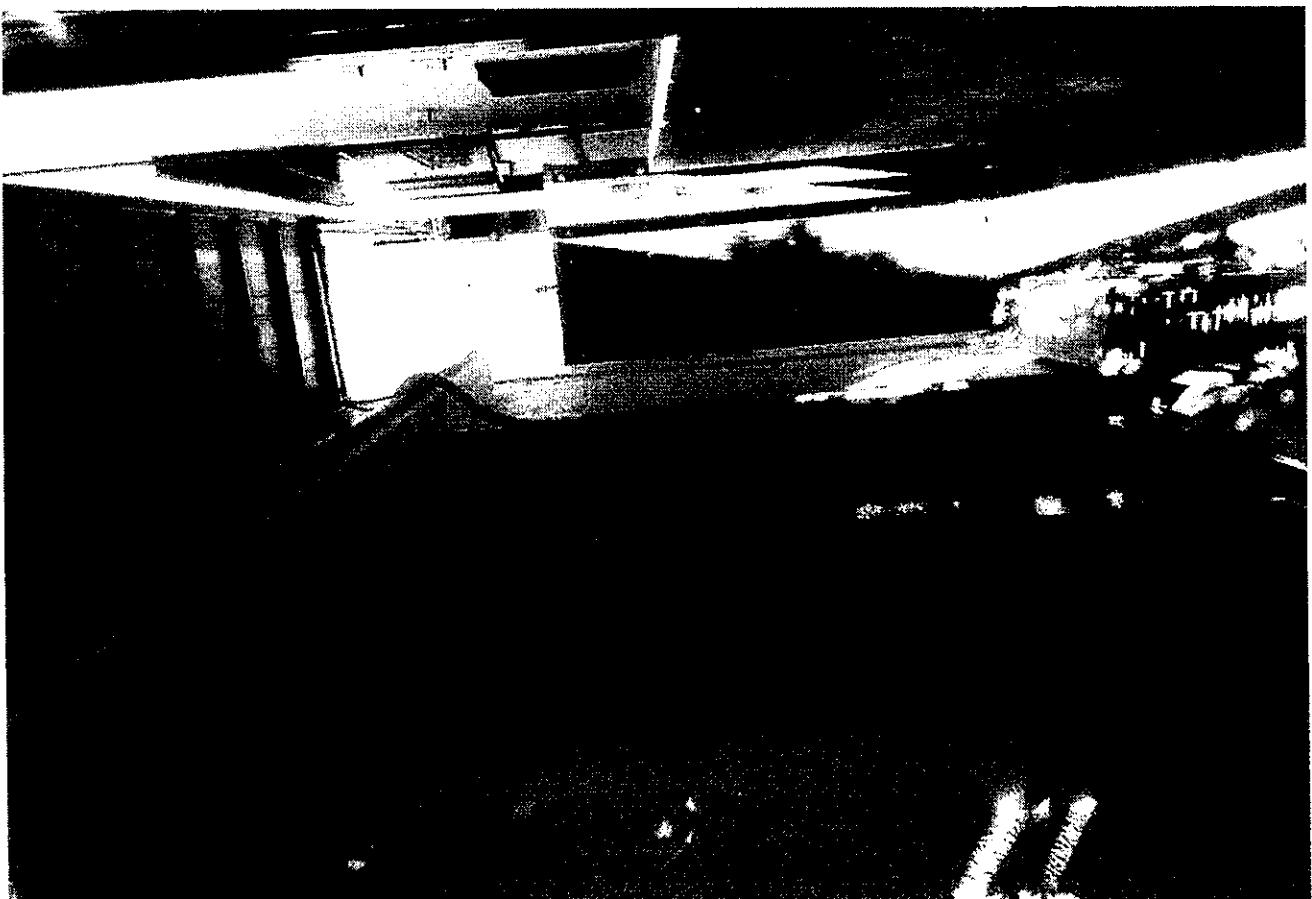
脱衣所有効面積： $1.72 \times 0.849 + 0.606 + 0.568 = 1.8 \text{ m}^2$

浴室有効面積： $1.595 \times 1.148 \text{ m}^2 = 1.83 \text{ m}^2$

北側2F



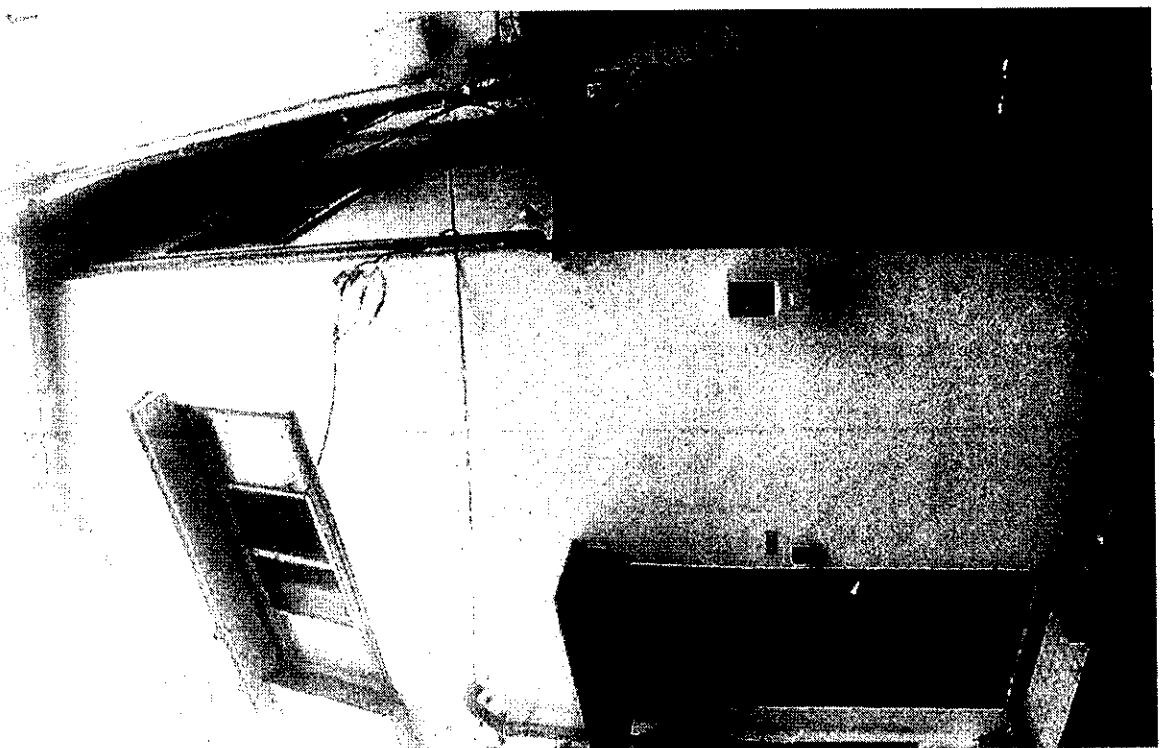
北側1F



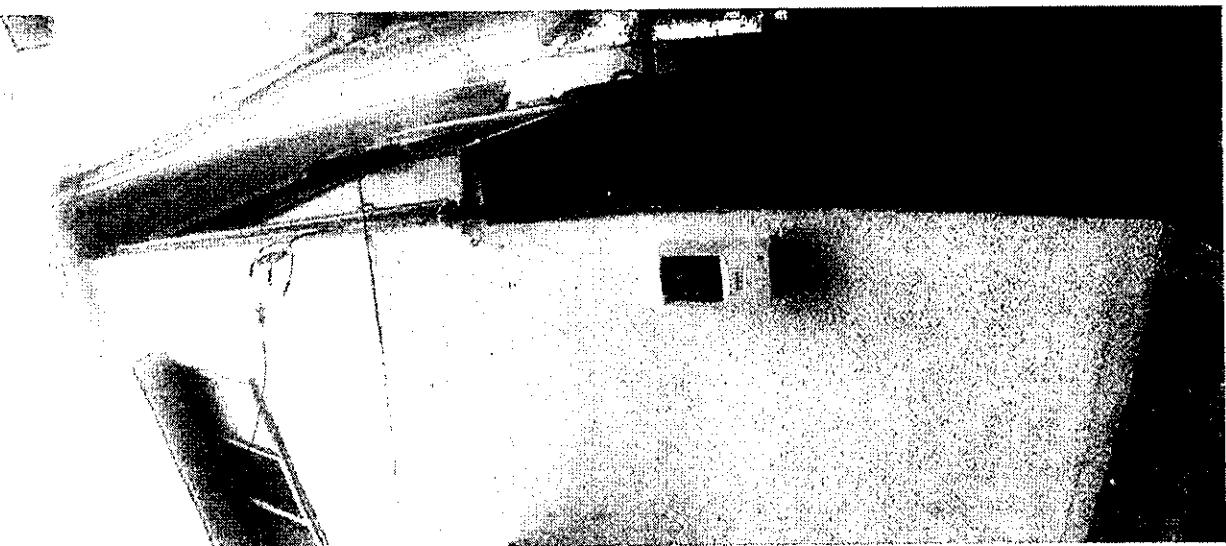
北側



南側



東側



西側



【保健所の見解】

平成30年11月2日付で申請のあった施設について、平成30年11月12日に、申請書の内容に基づき、実地検査を行った。申請書どおりの構造設備であることを確認した。

書類審査及び実地検査において、関係衛生法規に適合し、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断する。

教 育 委 員 会 報 告

平成30年12月6日

件 名	就学援助事業における新入学児童生徒学用品費の増額について						
所管部課名	学校運営部学務課						
	就学援助の新入学児童生徒学用品費の単価について、都区財政調整交付金単価の増額に合わせ、下記のとおり支給額を増額する。						
	<p>1 支給単価</p> <p>(1) 小学校入学者の単価 (旧) 40,600 円→(新) 47,380 円</p> <p>(2) 中学校入学者の単価 (旧) 47,400 円→(新) 54,070 円</p> <p>2 対象者及び時期</p> <p>(1) 小学校入学者 2019年度入学者から。2019年7月に支給予定。</p> <p>(2) 中学校入学者 2019年度入学者から。平成31年2月に支給する。</p>						
内 容	<p>3 予算措置</p> <p>(1) 小学校入学者 2019年度当初予算で計上予定。</p> <p>(2) 中学校入学者 平成30年度予算の就学援助事業の執行残額を充てる。</p> <p>ア 単価増額の費用 (新単価@54,070-旧単価@47,400) × 小6認定者数 1,419 人 $= 9,465 \text{ 千円}$</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">イ 財源 小学生保護者への年間就学援助予算額</td> <td style="width: 60%;">708,815 千円</td> </tr> <tr> <td>年間支出見込額</td> <td><u>616,736 千円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>92,079 千円</td> </tr> </table> <p>《執行残の理由》 下記のとおり認定者数が減少しているため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度当初予算見込認定者数 9,328 人 ・ 平成30年度末認定者数（見込） 8,141 人 	イ 財源 小学生保護者への年間就学援助予算額	708,815 千円	年間支出見込額	<u>616,736 千円</u>		92,079 千円
イ 財源 小学生保護者への年間就学援助予算額	708,815 千円						
年間支出見込額	<u>616,736 千円</u>						
	92,079 千円						
今後の方針							

教 育 委 員 会 報 告

平成30年12月6日

件 名	平成30年度就学移行プログラムの実施について
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内 容	<p>1 目 的 (1) 学校生活を事前に体験することで、入学後の不安を軽減できる。 (2) 見通しを持った学校生活をスタートさせ、安定した生活を過ごすことができる。 (3) 一人ひとりに応じたきめ細やかな合理的配慮につなげていくことができる。</p> <p>2 対象児童 実施予定校に入学予定で、知的に遅れがなく、学校生活で配慮の必要な児童を対象に各校6名を予定している。</p> <p>3 実施方法及び内容 授業形式で次のスキルを教授し、ロールプレイ等をとおして体験させる。 (1) あいさつするなどの学校生活に必要な「エントリースキル」 (2) 先生の指示に従って動いていくための「指示従事スキル」 (3) 待つことや順番を守るといった「待機スキル」 (4) 困難な状態に直面した際の「問題解決スキル」 (5) 仲間と協力するなどの「対人関係スキル」 また、保護者に対しても、毎回プログラムで対象児が学ぶスキルの説明、対応の仕方などについて講義および座談会形式で支援を行っていく。</p> <p>4 実施予定 3校を対象に各校5回実施する。 (1) 中島根小学校 1/15・1/29・2/12・2/26・3/12 (2) 梅島第二小学校 1/16・1/30・2/13・2/27・3/13 (3) 鹿浜五色桜小学校 1/22・2/5・2/19・3/5・3/19</p> <p>5 評価の方法 各児童へ実施したプログラムの効果について、以下により評価する。 (1) 子どもの指導の様子を直接行動観察し評価する。 (2) 指導内容が在籍している保育園、幼稚園において活用されているかについて直接行動観察を実施し、評価する。 (3) このプログラムが不安やストレスにどのような影響を与えたかについて、唾液アミラーゼを分析し評価する。 (4) プログラムで扱った内容が妥当であったかを、本人、保護者、校長の3者にインタビューを実施し評価する。</p>
今後の方針	試行実施をしているが、全小学校に広げていくためにどのようなシステムが必要か検討をしていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成30年12月6日

件 名	平成29年度ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール）指定管理者業務評価結果について																		
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課																		
内 容	<p>ギャラクシティ指定管理者の平成29年度業務について、足立区ギャラクシティ運営評価委員会（以下「評価委員会」という）による評価を行ったので報告する。</p> <p>1 主な業務内容 足立区こども未来創造館及び足立区西新井文化ホールの管理・運営</p> <p>2 指定管理者 あだち未来創造ネットワーク (代表企業 株式会社丹青社 代表取締役社長 高橋貴志)</p> <p>3 指定管理料 平成29年度 535,843,811円（税込）</p> <p>4 評価対象期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日</p> <p>5 評価委員会開催日 平成30年10月2日、30日</p> <p>6 評価委員会委員構成（計6名）</p>																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">学識経験者 (有識者含む)</td> <td style="text-align: center;">宮田 隆志 【委員長】</td> <td style="text-align: center;">東京大学大学院理学系研究科 教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">渡辺 千歳 【副委員長】</td> <td style="text-align: center;">東京未来大学こども心理学部 教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伊志嶺 絵里子</td> <td style="text-align: center;">東京藝術大学音楽学部 非常勤講師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">酒井 雅男</td> <td style="text-align: center;">銀座ヒラソル法律事務所 弁護士</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区民</td> <td style="text-align: center;">北村 雅文</td> <td style="text-align: center;">足立区立小学校PTA連合会 副会長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四宮 淳司</td> <td style="text-align: center;">足立区少年団体連合協議会 副会長</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	氏 名	役職等	学識経験者 (有識者含む)	宮田 隆志 【委員長】	東京大学大学院理学系研究科 教授	渡辺 千歳 【副委員長】	東京未来大学こども心理学部 教授	伊志嶺 絵里子	東京藝術大学音楽学部 非常勤講師	酒井 雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士	区民	北村 雅文	足立区立小学校PTA連合会 副会長	四宮 淳司	足立区少年団体連合協議会 副会長
種 別	氏 名	役職等																	
学識経験者 (有識者含む)	宮田 隆志 【委員長】	東京大学大学院理学系研究科 教授																	
	渡辺 千歳 【副委員長】	東京未来大学こども心理学部 教授																	
	伊志嶺 絵里子	東京藝術大学音楽学部 非常勤講師																	
	酒井 雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士																	
区民	北村 雅文	足立区立小学校PTA連合会 副会長																	
	四宮 淳司	足立区少年団体連合協議会 副会長																	

7 評価方法
評価委員会の提出資料の確認、指定管理者自身が行う自己評価（セルフチェック）及び区職員による実態調査を実施した。

<提出資料>

1	平成29年度施設運営報告書（4月～3月）
2	ギャラクシティ平成29年度評価委員会資料
3	平成29年度採点票

8 評価結果

評価は7段階の評価で一番上の「A+」（昨年度「A-」）、評価内容は「当該分野について、良好である」であった（評価項目及び評価基準は、別紙「平成29年度事業 足立区ギャラクシティ運営評価委員会評価書」参照）。

9 委員会での主な意見と対応等

評価点の取り扱い基準を改善すべきである。

対応策：評価指標の見直し及び明確化を行う。

10 評価結果の公表

足立区ホームページに平成31年2月上旬頃掲載予定

今後の方針

平成30年度から指定管理者が変更になったため、これに合わせ評価方法を変更し、評価指標の明確化を図る。
また、評価に対するインセンティブ制度を導入しているため、速やかに報償金を支出する。

平成29年度事業 足立区ギャラクシティ運営評価委員会評価書

別紙

施設名：ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール）
指定管理者：あだち未来創造ネットワーク

評価項目		評価基準		評価結果	
	評価項目	評価基準	評価結果	評価基準	評価結果
1	利用者が快適に、安心して過ごせる環境づくりの推進	5/6	14点 (15満点)	A+ (A-)	93% (A-)
2	利用者のサービスアップにつながる機能的な組織運営	9/9			
3	遊び・創作・科学体験事業他	9/9			
4	2 子ども体験事業	7/9			

915/1000 点	91.5%	A +
-------------------	--------------	------------

評価項目	評価基準	評価結果	評価基準	評価結果	評価基準	評価結果	評価基準	評価結果	評価基準	評価結果	評価基準	評価結果	評価基準	評価結果	評価基準	評価結果	評価基準	評価結果
1 管理運営体制	施設満足度がりニユーハウス以来最高値を記録したこと、また大きなクリエームや問題がなかったことから、快適・安心に過ごせる環境づくりに向けた取り組みは成功を収めたと判断できる。この原動力となつたのは、来館者の属性にともなう環境を改善を行い、タイムスケジュール化を実現したことです、子どもたちの興味を高め、利用環境の改善に取り組んだ結果であると考えられる。	93 点	5/6	14 (15満点)	A+ (A-)	93% (A-)												
2 子ども体験事業	施設満足度がりニユーハウス以来最高値を記録したこと、また大きなクリエームや問題がなかったことから、快適・安心に過ごせる環境づくりに向けた取り組みは成功を収めたと判断できる。この原動力となつたのは、来館者の属性にともなう環境を改善を行い、タイムスケジュール化を実現したことです、子どもたちの興味を高め、利用環境の改善に取り組んだ結果であると考えられる。	267 点	9/9	16 (18満点)	A- (A-)	89% (A-)												

平成29年度事業 足立区ギャラクシティ運営評価委員会評価書

評価項目		評価項目		評価項目		評価項目		評価項目		評価項目	
評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
3 まるちたいけんドーム活用事業	まるちたいけんドーム活用事業	9/9	9点 (満点)	100% (A+)	A+	3	300点				
4 文化事業	区民との協働による文化活動の振興	8/9	18点 (21満点)	86% (B+)	A-	2	172点				

従来のプログラムの枠を超えたマルチ体験ドームとして多様なプログラムを用いることで、子どもの様々な好奇心を満たしていく点は評価できる。昨年度指摘のあつた子どもの科学の入り口としての役割についても改善が進んでおり、研究施設との協力の元、宇宙に関する最新情報や旬な話題の提供を行うだけでなく、研究施設訪問や講演会といった新しい知識を得るための事業を展開した。

初年度から多くの利用者に来ていただいているが、リピーターにも飽きさせないようコンテンツを多様化することにより、平成29年度も前年度を上回る利用者数が見込まれる。また、ドーム内に「こどもアトリーチーム活動を実施したことば、単に交流の場が創出されるだけではなく、子どもたちが学ぶことの意義を実感できる場にもなっていると評価できる。

区の要求する事業数より増やしてギャラクシティの特色に合わせた子ども向け事業を充実させたこと、昨年度よりもオリジナリティの高い企画を実施できることにより、子どもたちが豊かな芸術に触れる機会を提供できた。また、子どもを向けてただが付き添いの大人も楽しめる事業もあり、世代や性別によらない多くの人が楽しめるような工夫もみられる。

区内在住者によるコンサートの他、コンサートの舞台装飾花をテーマにしたワークアレンジメント講座などの新しい取り組みにより、区民が参加する文化事業の企画が様々な形で進んでいる。特に、落語ワークショップで体験した子どもたちが裏文化ホールで成績を発表すると同時に、舞台スタッフのワークショップという意識の醸成にも繋がることから、評価できる。

さらに、タペグットを3層に分けて、あらゆる世代を対象にした鑑賞事業を提供できることは評価できる。区内における認知度アップにつながっていると考える。今後は、より満足の高い事業を期待する。

一方でワークショップのいくつかで定員まで達しないものがあるたのは残念である。区の広報とコラボし組み合せてワークショップの宣伝をするなど、露出の機会を増やすよう広報を早い段階から行うことが重要である。

評価項目	評価基準	評価結果	得点		評議会から見た所
			標準	実績	
5 広報事業	利用者のニーズにあわせた取り組みと提案書の遂行	A- (A-)	5 点 (6萬点)	83% 5/ 6	区内大型商業施設や企業との連携イベントを開催したことで、広域にわたり館のアピールができたことは、リニーアル後5年経過時点では大きな成功を収めていると見えます。来館を見ても、来館者数が増加している点からイベントの魅力発信にも力を入れて欲しい。また、現状の広報では行われながらリアルタイム動画の配信を行ってほしい。来館していない方々に子どもたちの笑顔などの館内の様子を伝えることで、満足状況も伝えられるので、積極的に配信していただきたい。一方、一般向けはばかりでなく各年齢層にふさわしい媒体の利用や、区民向けの交際情報掲載、区内でも利用者の少なさは不明である。ギャラクシティへのアクセス手段や時間の遅れが行われたかどうかは不明である。また、区民が平日昼間に利用できる事業回数を増やすなど、区民が利用できるコンテンツが増えているので、もっと区民向けのアピールをする必要がある。

※得点調整指標については、足立区ギャラクシティ運営評価委員会において、「3 まるちたいけんドーム事業」をメイン事業と位置付けて得点調整指数を高く設定し、「1 管理運営体制」及び「5 広報事業」については、メイン事業のバックアップ事業との位置付けから指數を「1」と設定しております。

教育委員会情報連絡

平成30年12月6日

件 名	第10回中学生「東京駅伝」大会について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>1 日時等について</p> <p>(1) 日時 平成31年2月3日(日) 9時30分 開会式(武蔵野の森総合スポーツプラザ) 10時00分 女子の部スタート 11時00分 男子の部スタート</p> <p>(2) 会場 武蔵野の森総合スポーツプラザ(開・閉会式、応援会場) アミノバイタルフィールド及び周辺(コース) 【アクセス】 京王線飛田給駅より徒歩5分 西武多摩川線多磨駅より徒歩20分</p> <p>2 コース及び応援について ※概要図参照 味の素スタジアムが改修中のため、例年とはコースが異なる。</p> <p>(1) コースについて ・スタート、ゴールはアミノバイタルフィールド ・アミノバイタルフィールドは、スタッフ、選手のみ入場可能</p> <p>(2) 応援について ※詳細未定 ・武蔵の森総合スポーツプラザ(大型モニター) ・コース沿道</p> <p>3 選手及びスタッフについて</p> <p>(1) 選手、補員 合計42人(全て中学2年生) 男子の部(42.195km) 選手17人、補員4人 (第1区:2.195km、第2~9区:2km、第10~17区:3km) 女子の部(30km) 選手16人、補員5人 (第1~10区:1.5km、第11~16区:2.5km)</p> <p>(2) 足立区スタッフ 合計13名 総監督1名、男子・女子監督各1名、コーチ8名、養護2名</p>

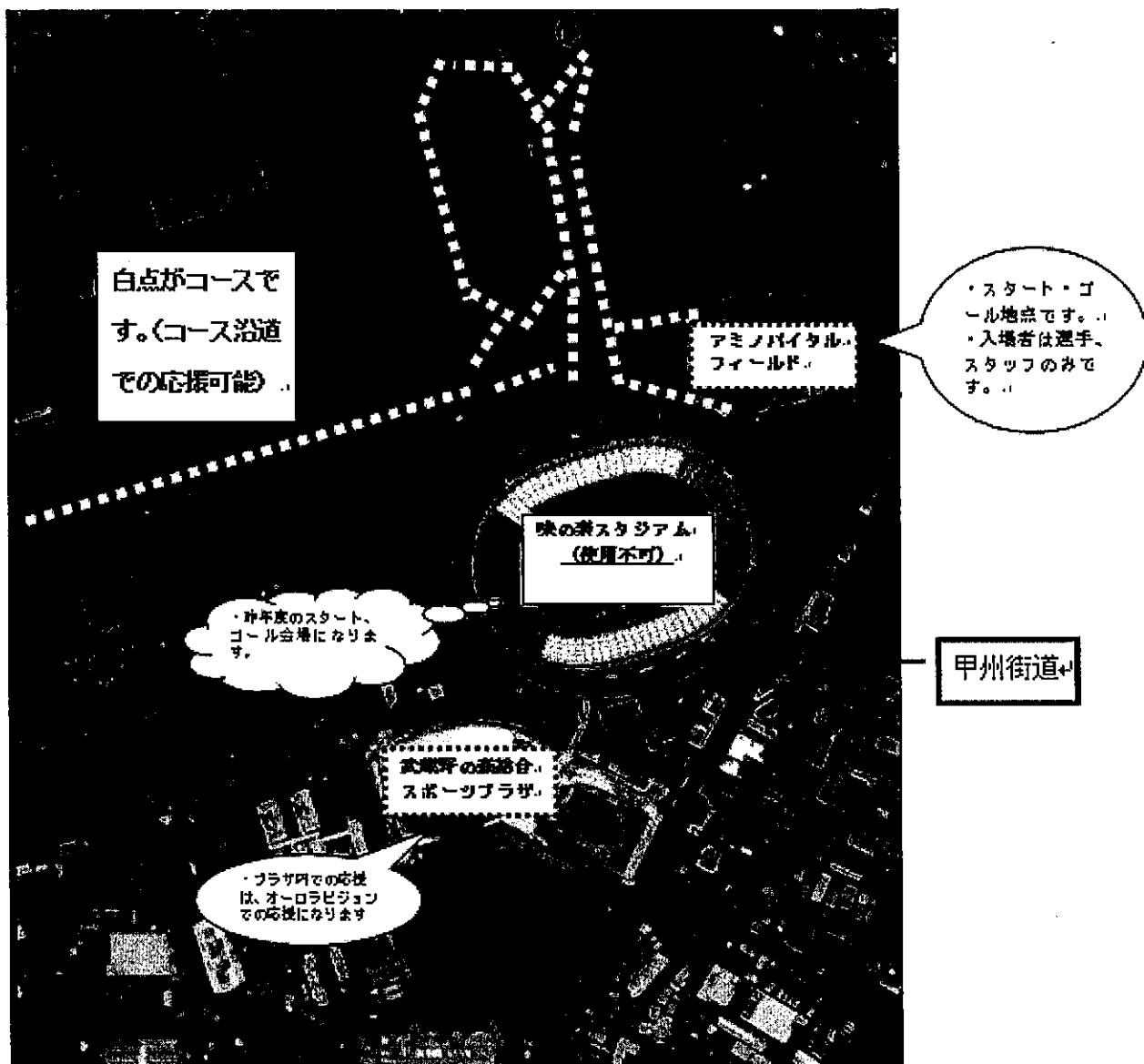
今後の方針

1 練習について

(1) 練習日時

11月23日(金) 9時30分から12時30分 荒川虹の広場
12月 1日(土) 9時30分から12時30分 荒川虹の広場
12月 8日(土) 14時00分から16時30分 荒川虹の広場
12月15日(土) 9時30分から12時30分 荒川虹の広場
12月22日(土) 9時30分から12時30分 荒川虹の広場
1月13日(日) 午前中 帝京科学大学
1月19日(土) 9時30分から12時30分 荒川虹の広場
1月20日(日) 試走会 時間未定 大会コース
1月26日(土) 9時30分から12時30分 荒川虹の広場
2月 2日(土) 9時30分から12時30分 千寿桜堤中学校

<概要図>



教育委員会情報連絡

平成30年12月6日

件名	平成31年度新入学児童生徒の区立小中学校希望選択応募状況最終集計表の公表について
所管部課名	学校教育部学務課
内容	<p>平成31年度新入学児童生徒の区立小中学校希望選択の応募状況について、11月30日に最終集計の公表を行った。</p> <p>1 希望選択の応募状況の最終集計結果 別紙「平成31年度新入学 小中学校選択の応募状況（最終集計表）」のとおりである。 なお、備考欄の「抽選校」の表示は、入学見込者数が受入可能人数を上回り抽選を実施する学校である。また、「凍結校」の表示は、抽選は行わないが、受け入れる余地が無いため、以降は学区域外から選択はできない学校である。</p> <p>2 今後のスケジュール (1)抽選会の実施 抽選を行う学校に応募した、学区域外の児童生徒を対象に抽選を実施する期間 平成30年12月6日から11日まで</p> <p>(2)就学通知書の発送 平成31年1月23日</p> <p>(3)繰上げ処理期間 抽選校への入学を辞退する児童生徒が出た場合に、補欠者を順次繰上げする期間 平成31年1月下旬から2月28日まで</p> <p>(4)最終待機者の指定校変更期間 最終的に繰上げとならなかった者の指定校変更期間 平成31年2月28日から3月7日まで</p>
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成30年12月6日

件 名	東部地域病院における病児保育室の開設について
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	<p>公益財団法人 東京都保健医療公社 東部地域病院において、平成31年2月より葛飾区と共同利用できる病児保育室を開設する。</p> <p>1 事業の概要（予定） (1) 名称 (仮称) 東部地域病院病児保育室 (2) 主な対象 足立区民で保育施設(認可の有無を問わず)や幼稚園等に通っている満6ヵ月以上～小学3年生 (3) 定員 総定員8名（足立区4名、葛飾区4名） (4) 利用方法 病児保育室にて事前登録を行ったうえで、予約してから利用 食事等は持参 (5) 利用料 1人1日2,000円</p> <p>2 開設日 平成31年2月1日（金）</p> <p>3 場所 東部地域病院（葛飾区亀有5-14-1）</p> <p>4 保育日時 土日祝および年末年始を除く平日の午前8時30分～午後6時00分</p> <p>5 事前登録 平成31年1月15日（火）から</p>
今後の方針	あだち広報12月10日号、ホームページ、区内教育・保育施設等にチラシを配付し周知する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成30年12月6日

件 名	児童養護施設入所児童を対象にした「ふれあい動物教室」について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内 容	<p>1 概要 児童養護施設（クリスマスビレッジ）の児童を対象に、帝京科学大学との連携事業「ふれあい動物教室」を実施した。 当日は第五地区少年団体協議会と連携し、施設周辺地域の児童も参加した。</p> <p>2 実施日と時間 平成30年10月27日（土） 午前9時30分から午後2時</p> <p>3 場所 都市農業公園</p> <p>4 周知方法 クリスマスビレッジの児童は、施設職員を通して周知・募集。 地域の児童は、地元の第五地区少年団体協議会を通して周知・募集。</p> <p>5 参加者 施設児童23名、地域児童7名</p>
今後の方針	児童養護施設児童に対する体験活動提供のあり方について、施設職員と共に、より良い内容と方法を検討する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成30年12月6日

件 名	こどもをまもろう110番に関する足立区商店街振興組合連合会の協力について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内 容	<p>こどもをまもろう110番について、足立区商店街振興組合から協力の申し出をいただいたので、登録者として新規追加する。</p> <p>1 名称 こどもをまもろう110番活動</p> <p>(1) 商店街名 北千住昭和会 サンロード宿場通り商店街 北千住サンロード商店街振興組合 伊興商店街振興組合 竹の塚東口商店街振興組合 千代田商店街振興組合 舎人団地前商店街 大谷田商店会 関三通り商店街振興組合 足立区商店街振興組合連合会</p> <p>(2) 新規登録数 78件</p> <p>(3) 合計登録者数 3, 193件</p> <p>2 今後のスケジュール 新規登録の店舗にステッカーを配布し、店頭等に掲示をお願いする。</p>
今後の方針	

教育委員会情報連絡 事業実施報告（11月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習センター他	延べ 15人
	毎週水曜日（4回）	東京未来大 福祉保育専門学校	0人
	毎週火・金曜日（8回）	関原の森	0人
	第4土曜日（1回）	神明住区センター	0人
あだちふれあい 計算フェスティバル	4日（日）	勤労福祉会館	親子大会 84組185人 シニア大会32人 オープン大会102人
成人の日の集い 実行委員会（第12・13回）	7日（水） 28日（水）	本庁舎	各9人
ブロック講座	10日（土）	ギャラクシティ	3人
	11日（日）		13人
	24日（土）		18人
	25日（日）		16人
ロボット講座	11日（日）	ギャラクシティ	18人
	18日（日）		17人
ジユニアリーダースーパー研修会	11日（日）	ギャラクシティ	25人
あだち日曜教室	11日（日）	島根小学校	37人
ふれあい動物教室	7日（水）	古千谷小学校	170人
あそびのフリマ	17日（土）	アリオ西新井	200人
科学工作講座	18日（日）	ギャラクシティ	20人
のびのびプレイディ	24日（土）	帝京科学大学7号館	200人
親子体験キャンプ	25日（日）	舍人公園キャンプ場	50人

教育委員会情報連絡 事業実施・予定（12月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習センター他	15人
	毎週水・土曜日（6回）	東京未来大福祉保育専門学校	5人
	第2・3 土曜日（2回）	神明住区センター	5人
	第1 土曜日（1回）	佐野住区センター	5人
体験！一日大学生	1日（土）	帝京科学大学7号館アリーナ	100人
ふれあい動物教室	1日（土）	加平小学校	82人
ふれあい動物教室	5日（水）	江北小学校	34人
星空観察講座	8日（土）	ギャラクシティ	20人
ふれあい動物教室	8日（土）	花畠小学校	114人
ブロック講座	8日（土）	ギャラクシティ	3人
	9日（日）		10人
	15日（土）		20人
	16日（日）		20人
ロボット講座	9日（日）	ギャラクシティ	各20人
	16日（日）		
あだち日曜教室	9日（日）	ギャラクシティ	50人
ジュニアリーダースーパー研修会	9日（日）	ギャラクシティ	33人
科学工作講座	17日（日）	ギャラクシティ	20人
成人の日の集い 実行委員会（第14回）	19日（水）	本庁舎	9人
ドラムサークル	22日（土）	ギャラクシティ	100人

行事実施結果（11月1日～11月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	11/1 (木)	中島根小学校	11名
	11/15 (木)		12名
放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	11/1 (木)	桜花小学校	20名
	11/12 (月)	渕江第一小学校	20名
	11/19 (月)	鹿浜五色桜小学校	20名
	11/26 (月)	関原小学校	10名
放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	11/1 (木)	千寿双葉小学校	30名
	11/20 (火)	東栗原小学校	30名
放課後子ども教室体験プログラム 「どうぶつしようぎ教室」	11/7 (水)	足立小学校	40名
	11/14 (水)	寺地小学校	11名
	11/26 (月)	鹿浜五色桜小学校	17名
放課後子ども教室体験プログラム 「プログラミングの旅」	11/14 (水)	平野小学校	35名
放課後子ども教室体験プログラム 「おはじきサッカー」	11/14 (水)	新田小学校	14名
放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	11/14 (水)	長門小学校	20名
スタッフ研修Cコース 「リーダー論およびスタッフリーダーのグループディスカッション」	11/8 (木) 10:00～12:00	生涯学習センター	29名
	11/13 (火) 10:00～12:00	子ども支援センター 一げんき	38名
あだち放課後子ども教室 「新任スタッフ向け 安全管理講習会」	11/28 (水) 14:00～15:30	生涯学習センター	21名
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 三星保育園バザー オープニング演奏	11/4 (日) 10:30～10:45	三星保育園	300名
歓喜の宴 Vol.17 狂言 - 古典と創作と -	11/10 (土) 14:00～16:00	西新井文化ホール	465名
第72回あだちアートリンクカフェ 「人と人を、人とコトを繋ぎ『世の中を楽しく』したい！」	11/22 (木) 18:30～20:00	生涯学習センター	30名
アウトリーチコンサート in 舎人第一小学校	11/19 (月) ①3校時目	舎人第一小学校	79名
	②4校時目		
	③5校時目		

事業名	日時	会場	参加人数
アウトリーチコンサート in 東伊興小学校	11/27 (火) ①3校時目 ②4校時目 ③5校時目	東伊興小学校	95名
あだちこどもサポーター養成講座 「子どもと遊ぶおがみ教室」第11期	10/10~11/7 毎(水) 10:00~11:45	生涯学習センター	24名
ボランティアのためのフォロー講座Bコース 「グループトークしよう!ボランティアの魅力・ボランティアの悩み」	11/1 (木) 10:00~12:00	生涯学習センター	25名
運動機能向上のための指導法を学ぶ(高齢者編) ①基礎理論 ②実践指導編	11/3 (土・祝) ①10:00~12:00 ②13:00~15:30	生涯学習センター	①23名 ②21名
第10回「あだちウエルネスカレッジ」筋活のススメ	11/4 (日) 10:00~12:00	生涯学習センター	107名
読み語りキャラバン in 弘道幼稚園	11/19 (月) 10:30~11:10	弘道幼稚園	78名

行事実施予定（12月1日～12月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	予定人数
放課後子ども教室体験プログラム 「おはじきサッカー」	12/5 (水)	新田小学校	15名
放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	12/5 (水)	弘道小学校	20名
放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」	12/6 (木)	中島根小学校	12名
歓喜の宴 Vol. 17 合唱 出演：歓喜の演合唱団(区民公募)	12/8 (土) 15:00～17:00	西新井文化ホール	900名
ブリランテ 冬のコンサート 楽しいクリスマス	12/9 (日) 14:00～16:00	西新井文化ホール	900名
コンサート in ミュージアム BUoY ～遙かな時を超えてめぐりあう空間と光～	12/12 (水) 14:00～15:15	BUoY	50名
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 クリスマスコンサート in アリオ西新井	12/15 (土) ①14:30 ②16:00	アリオ西新井	400名
アウトリーチコンサート in 千寿常東小学校	12/17 (月) ①3校時目 ②4校時目 ③5校時目	千寿常東小学校	96名
おりがみサポートーレベルアップ講習会	12/5 (水) 12/12 (水) 10:00～11:45	生涯学習センター	各 25名
読み語りキャラバン in ギャラクシティ ～クリスマスバージョン～	12/24 (月・休) ①10:30～11:00 ②11:30～12:00	ギャラクシティ	各 50名

教 育 委 員 会 報 告

平成30年12月6日

件 名	【追加】足立区立中学校に係る運動部活動の方針の策定について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>スポーツ庁策定の「運動部活動の在り方に関するガイドライン」及び「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」に基づき、「足立区立中学校に係る運動部活動の方針」を作成したので報告する。</p> <p>1 目的 足立区立中学校に在籍する生徒にとって、望ましいスポーツ環境を構築するとともに、運動部活動が今後も持続可能なものとなるようする。</p> <p>2 「足立区立中学校に係る運動部活動の方針」の概要 (1) 適切な運営のための体制整備 ・運動部活動方針の策定 ・部活動指導員の配置 等 (2) 適切な休養日等の設定 ・学期中、週当たり2日以上の休養日を設定 等 (3) 適切な運動部活動の指導の推進のための取組 ・事故、怪我の防止 ・体罰、パワハラの禁止 ・熱中症対策</p> <p>3 策定の背景 ・運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（平成25年5月） ※運動部活動中の体罰の根絶 ⇒「運動部活動での指導のガイドライン」策定（平成25年5月） ・部活動指導員の制度化（平成29年3月スポーツ庁・文化庁・文科省） ※学校教育法施行規則の一部改正する省令 ⇒部活動指導員の職務の明確化 ・学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月文部科学省） ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）</p>
今後の方針	区内中学校長へ通知する。

足立区立中学校に係る運動部活動の方針

平成30年12月

足立区教育委員会

目 次

重 要 事 項	… 1
足立区立中学校に係る運動部活動の方針の趣旨等	… 2
1 適切な運営のための体制整備	… 3
(1) 適切な運動部の設置	
ア 学校の規模・ニーズを踏まえた部活動の設置	
イ 教員のライフ・ワークバランスの実現	
(2) 運動部活動方針・年間活動計画等の作成	
ア 運動部活動方針の策定	
イ 年間活動計画の作成	
ウ 運動部活動方針及び年間活動計画の周知	
(3) 指導・運営に係る体制の構築	
ア 適切な顧問体制による運営	
イ 外部指導員及び部活動指導員の任用	
ウ 部活動指導員等に対する研修	
エ 参加する大会の精選	
(4) 地域・保護者との連携等	
ア 地域等との連携	
イ 保護者の理解と協力について	
2 適切な休養日等の設定	… 5
(1) 適切な休養日・活動時間の設定	
(2) 休養日の設定の工夫	
3 適切な運動部活動指導の実施	… 6
(1) 適切な指導の実施	
ア 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの禁止の徹底	
イ 熱中症事故防止への対応	
ウ 効果的な指導の実施	
エ 運動部活動用の指導の手引きの活用	
参考資料 「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)	… 7
運動部活動の方針に係る役割一覧	… 10
参考様式	… 11

重 要 事 項（抜粋）

1 適切な休養日等の設定 → P.5

（1）休養日

① 学期中

週当たり2日以上の休養日を設定。平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。

② 長期休業中

学期中に準じる。生徒の十分な休養の確保とともに、運動部活動以外にも多様な活動を行えるよう、連続した休養期間の確保に努める。

（2）活動時間

① 学期中

休憩時間等も含め、平日は2時間程度、週休日は3時間程度とし、原則として週当たり16時間以内とする。

② 長期休業中

学期中の週休日に準じ、できるだけ短時間に効率的・効果的な活動を行う。

2 適切な指導の実施 → P.6

（1）生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮を含む）の徹底。

（2）事故防止（活動場所における施設、設備の点検や活動における安全対策等）の徹底。

（3）体罰・ハラスメントの根絶の徹底。

（4）熱中症事故防止のため、気象庁の高温注意報が発せられた場合、屋外の活動の原則禁止。

3 平成25年5月：文部科学省によるガイドライン → P.7～P.9

（1）生徒の心理面を考慮した肯定的な指導

（2）生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導

（3）事故防止、安全確保に注意した指導

（4）肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導との区別

足立区立中学校に係る運動部活動の方針の趣旨等

- 本方針は、義務教育である中学校段階の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目的とする。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、中学校学習指導要領（平成29年3月）の示すとおり、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、効率的・効果的に取り組むこと

参考：運動部活動の在り方に關する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）

- 本方針は、スポーツ庁の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」及び東京都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、持続可能な部活動を推進する上でのガイドラインとして位置付けている。
- 学校の運動部活動は、自主性を重んじ、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある生徒が参加し、異年齢との交流の中で生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど、望ましい人間関係を育てることができるとともに、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、多様の学びの場として教育的意義が大きいものである。こうしたことを十分踏まえて、運動部活動の充実を図る。

○中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）

第1章総則 第5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章各教科 第7節 保健体育 第3指導計画の作成と内容の取扱い

第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

平成30年12月
足立区教育委員会

1 適切な運営のための体制整備

(1) 適切な運動部の設置

ア 学校の規模・ニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、生徒の安全の確保、生徒や教員の数、指導内容の充実、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。また、学校の状況が許す限り、生徒の多様なニーズを把握するとともに、実態に応じた活動を行うことができるよう運動部を設置する。

イ 教員のライフ・ワークバランスの実現

校長及び足立区教育委員会事務局は、教員の運動部の関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科発第1437号）」¹を踏まえ、教員のライフ・ワークバランスの実現に向けて、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(2) 運動部活動方針・年間活動計画等の作成

ア 運動部活動方針の策定

校長は、「足立区立中学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する（P11 別紙1 活動方針例 参照）。その中に、各運動部の休養日及び活動時間等を設定するとともに、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うことにより、方針の運用を徹底する。

イ 年間活動計画の作成

校長は各運動部顧間に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成させる。様式は足立区教育委員会の参考様式（P12 別紙2 年間の活動計画例、P13 別紙3 毎月の活動計画例、P14 毎月の活動実績例）のほか、各校の実態に合わせて作成する。

ウ 運動部活動方針及び年間活動計画の周知

校長は、学校ホームページ、部活動説明会等により、保護者・地域等に活動方針及び活動計画等を周知する。

¹ 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

ア 適切な顧問体制による運営

校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の希望、運動部活動の指導経験、他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

また、運動部顧問から提出される毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

イ 外部指導員及び部活動指導員の任用

足立区教育委員会事務局は、学校からの要請に応じて、生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部指導員及び部活動指導員²を積極的に任用し、配置する。

ウ 部活動指導員等に対する研修

足立区教育委員会事務局は、部活動指導員の任用・配置に当たり、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修³を行う。

エ 参加する大会の精選

校長は、参加する大会等について、生徒の教育上の意義、生徒や保護者、運動部顧問の負担が過度とならないように考慮する。

また、足立区教育委員会事務局は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、その参加数について、区立中学校長会と連携し、東京都中学校体育連盟等の団体が定める目安を参考に、学校や地域の実態、競技等の特性を踏まえて、学校が判断できるよう必要な協力や支援を行う。

² 外部指導員……「足立区立学校特別な技術支援等の外部指導員要綱」に基づく外部指導員（有償ボランティア）。教員と協力して、総合的な学習の時間や金管バンド活動、プラスバンド活動、部活動に関し、多様な知識、経験、技能等を有し、専門的な講義や安全な指導ができる者。

部活動指導員……足立区の非常勤職員、地方公務員法第3条第3項に基づく特別職。外部指導員の職務に加え、校長の命により、大会等への引率を行ったり、教員がいない状態で指導を行ったりすることができるなど、業務内容を拡大するとともに責任も伴う者。

³ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス序第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

(4) 地域・保護者との連携等

ア 地域等との連携

校長及び足立区教育委員会事務局は、学校と地域が共に子どもたちを育てるという視点に立ち、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、民間事業者の活用等、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 保護者の理解と協力について

校長及び足立区教育委員会事務局は、学校と地域・保護者は共に子どもたちの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、運動部活動に関する取り組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

2 適切な休養日等の設定

(1) 適切な休養日・活動時間の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁴も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

1 学期中

週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)

2 長期休業中

学期中に準じる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度連続した休養期間の確保に努める。

【活動時間】

1 学期中

1日の活動時間は、休憩時間等も含め、長くとも平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)は3時間程度とし、原則として、週当たり16時間を越えないようにする。

2 長期休業中

学期中の週休日(祝日等を含む)に準じ、できるだけ短時間に、効率的・効果的な活動を行う。

参考：運動部活動の在り方に關する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）

(2) 休養日の設定の工夫

校長は、定期試験前後の一定期間等、学校全体や部活動共通の休養日を設けるなど、地域や学校の実態を踏まえて、保護者への理解を図りながら、適切な指導に向けた休養日及び活動時間等の設定について工夫する。

⁴ 「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

3 適切な運動部活動指導の実施

(1) 適切な指導の実施

ア 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの禁止の徹底

校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設、設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 熱中症事故防止への対応

校長及び運動部顧問は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わない等、適切に対応する。

足立区教育委員会事務局は、学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 効果的な指導の実施

運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であり、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

さらに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことを念頭に、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

エ 運動部活動用の指導の手引きの活用

運動部顧問は、中央競技団体⁵が作成した指導手引なども参考にしながら、指導を行う。

⁵ スポーツ競技の国内統括団体

参考資料

「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月：文部科学省) 一部抜粋①

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望されます。生徒のよいところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望されます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望されます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。
- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得ますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適当、不適切です。
生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意することが望されます。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。
指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。
また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させ、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようになります。
- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力し、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考え、理解しておくことが望されます。

参考資料

「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月：文部科学省) 一部抜粋②

肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかり区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね、否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う必要があります。学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望されます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））
- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

参考資料

「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月：文部科学省) 一部抜粋③

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。)

(例)

- ・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・柔道で、安全上受け身をとれることは必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかつたため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われる考え方の例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

運動部活動の方針に係る役割一覧

時期	校長	顧問	教育委員会事務局	該当箇所
適切な運営のための体制整備 年度当初	○実態に応じた運動部の設置			P 3 1 (1) ア
	○年度当初に学校の運動部活動に係る活動方針を策定し、公表する。 ※部活動説明会、HP		○各校の運動部活動に係る活動方針の確認	P 3 1 (2) ア 1 (2) ウ
	○年間活動計画の確認	○区の基準による休養日を反映した年間活動計画、月毎の活動計画を作成	○年間活動計画の確認	P 3 1 (2) イ
	○適切な顧問体制の構築			P 4 1 (3) ア
	○部活動指導員・外部指導員の申請		○部活動指導員・外部指導員の任用及び配	P 4 1 (3) イ
	○参加する大会の精選	○参加する大会の精選	○区中研と大会数に関する検討	P 4 1 (3) エ
適切な休養日等の設定	○保護者に対する協力依頼、理解促進		○地域連携、官民連携に関する検討	P 5 1 (4) ア P 5 1 (4) ア P 5 1 (4) イ
	○月毎の活動計画を確認し、公表 HP	○作成した年間活動計画、月毎の活動計画に基づき、運営		P 5 2 (1)
適切な運動部活動指導について	○休養日の設定の工夫		○学校訪問等におけるヒアリングの実施	P 5 2 (2)
			○部活動指導員に対する研修の実施	P 4 1 (3) ウ
適切な運動部活動指導について	○生徒の心身の健康管理・事故防止、体罰・ハラスメントの禁止の徹底	○生徒の心身の健康管理・事故防止、体罰・ハラスメントの禁止の徹底		P 6 3 (1) ア
	○熱中症事故防止への対応	○熱中症事故防止への対応		P 6 3 (1) イ
		○効果的な指導の実施		P 6 3 (1) ウ

別紙1 活動方針例

○○中学校 運動部活動に関する活動方針

学校における部活動の方針	<p>教育委員会の方針に則り、学校における部活動の方針を記載します。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ると共に、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。 ○ 生徒が成長する際の、人間形成を創りあげる活動の場面の一つとして存在すること。 ○ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと ○ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。 ○ 校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、高温注意報が発せられた時間帯における屋外の活動を原則として行わないようする等、適切に対応する。
適切な休養日等の設定方針	<p>教育委員会の方針に則り、適当たりの休養日、長期休業中の休養日、1日の活動時間の設定方針を記載します。</p> <p>【例】</p> <p>休養日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学期中は、適當たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。大会等により、土日のどちらも休養日が確保できなかつた場合は、翌週の平日に振り替える。) ○ 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた取り扱いを行う。また、生徒が十分な休養ができると共に、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度連続した休養期間を設ける。 <p>活動時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日は2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
設置されている 運動部活動名	<p>学校において設置されている運動部活動名を記載します。</p> <p>【例】</p> <p>剣道、サッカー、水泳、卓球、軟式テニス、バスケットボール、バドミントン、バレー、バレーボール、野球、陸上</p>
設置されている 文化部活動名	<p>学校において設置されている文化部活動名を記載します。</p> <p>【例】</p> <p>工作、茶道、吹奏楽、美術、ボランティア</p>

別紙2 年間の活動計画例

○○中学校 ○○部

年間目標	①基礎練習（フットワーク、シュート、ドリブル、パス等）に取り組む。 ②チーム練習やゲーム練習を通して、チームワークが大切なことを学ぶ。 ③試合を通して、相手に対する礼儀や思いやりの心を育てる。			
部員数 (平成〇年〇月現在)	1年：12人 2年：10人 3年：15人			
活動日	教育委員会の方針に則り設定します。活動時間、休養日についても同様です。 月・火・木・金・土			
休養日	水・日			
活動時間	平日	16:00～18:00	休日	9:00～12:00
主な活動予定	4月	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習、春季ブロック大会		
	5月	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習、春季ブロック大会		
	6月	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習、夏季選手権大会		
	7月	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習、夏季選手権大会		
	8月	基礎練習、チーム練習		
	9月	基礎練習、チーム練習		
	10月	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習、新人大会		
	11月	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習、新人大会		
	12月	基礎練習、チーム練習		
	1月	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習、冬季大会		
	2月	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習、冬季大会		
	3月	基礎練習、チーム練習		
参加予定大会	年間の参加する予定の大会を記載します。 生徒や顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査します。			
主な実績	29年度	ブロック優勝、都大会出場		
	28年度	ブロック大会多数入賞		
	27年度	ブロック大会多数入賞		

別紙3 毎月の活動計画例

○○部 ○月活動計画書

年間の活動計画を基に月ごとの活動計画を作成します。

日	曜日	予定	活動予定時間	活動内容及び大会参加等
1日	月	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習
2日	火	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習
3日	水	休		
4日	木	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習 大会への出場等により、活動日が連続することも想定される。
5日	金	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習
6日	土	○	3時間程度	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
7日	日	○	3時間程度	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
8日	月	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
9日	火	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
10日	水	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
11日	木	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
12日	金	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
13日	土	○	3時間程度	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
14日	日	全日		新人大会
15日	月	休		
16日	火	休		大会への出場等により、休養日が確保できない場合には、別日に振り替える等の対応をする。
17日	水	休		
18日	木	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習
19日	金	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習
20日	土	休		
21日	日	休		
22日	月	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習
23日	火	○	2時間程度	
24日	水	休		原則として、活動時間が過当たり 16時間を越えないようにする。
25日	木	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習
26日	金	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
27日	土	全日		基礎練習、チーム練習、練習試合
28日	日	休		
29日	月	休		
30日	火	○	2時間程度	基礎練習、チーム練習
31日	水	休		

別紙4 毎月の活動実績例

○○部 ○月活動実績報告書

月ごとの活動計画を基に作成し、校長に提出します。

日	曜日	実施	活動時間	活動内容及び大会参加等
1日	月	○	16：10～18：00	基礎練習、チーム練習
2日	火	○	16：20～18：00	基礎練習、チーム練習
3日	水	休		
4日	木	○	16：00～18：00	基礎練習、チーム練習
5日	金	○	16：10～18：00	基礎練習、チーム練習
6日	土	○	9：00～11：50	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
7日	日	○	9：00～12：00	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
8日	月	○	16：10～18：00	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
9日	火	○	16：10～18：00	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
10日	水	○	15：30～18：00	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
11日	木	○	16：00～18：00	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
12日	金	○	16：20～18：00	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
13日	土	○	13：30～16：00	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
14日	日	全日		新人大会
15日	月	休		
16日	火	休		
17日	水	休		
18日	木	○	16：00～18：00	基礎練習、チーム練習
19日	金	○	16：10～18：00	基礎練習、チーム練習
20日	土	休		
21日	日	休		
22日	月	○	16：10～18：00	基礎練習、チーム練習
23日	火	○	16：00～18：00	基礎練習、チーム練習
24日	水	休		
25日	木	○	16：00～18：00	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
26日	金	○	16：00～18：00	基礎練習、チーム練習、試合形式の練習
27日	土	全日	9：00～15：00	基礎練習、チーム練習、練習試合
28日	日	休		
29日	月	休		
30日	火	○	16：10～18：00	基礎練習、チーム練習
31日	水	休		

《前月の活動実績等》

生徒が安全に部活動を実施しているか、教師の負担が過度となっていないか、適宜、指導・是正を行えるように、毎月の活動実績等の内容を記載します。

【例】新人大会シード権大会参加

平成31年度 新入学 小学校選択の応募状況（最終集計表）

平成31年度入学（新一年生）の最終応募状況は、次のとおりです。[11月15日現在]

クリーム色

No.	学校名	受入可能人数	応募人數 計	学区内人数	学区域外人数	備考
1	青井小	65	58	53	5	
2	足立小	100	109	81	28	抽選
3	足立入谷小	65	20	20	0	
4	綾瀬小	135	134	113	21	
5	伊興小	135	117	97	20	
6	梅島小	100	133	84	49	抽選
7	梅島第一小	65	59	46	13	凍結
8	梅島第二小	65	50	46	4	
9	桜花小	65	60	59	1	
10	扇小	65	64	53	11	
11	大谷田小	65	45	37	8	
12	興本小	100	66	43	23	
13	加平小	100	102	47	55	抽選
14	龜田小	165	128	123	5	
15	北三谷小	65	56	38	18	
16	北鹿浜小	65	45	39	6	
17	栗島小	100	61	54	7	
18	栗原小	65	59	42	17	
19	栗原北小	100	68	40	28	
20	弘道小	65	47	39	8	
21	弘道第一小	65	52	35	17	
22	江北小	65	36	32	4	
23	高野小	65	54	34	20	
24	古千谷小	100	91	72	19	
25	皿沼小	65	52	47	5	
26	鹿浜五色桜小	100	87	55	32	
27	鹿浜第一小	100	83	63	20	
28	鹿浜西小	65	22	21	1	
29	島根小	100	100	78	22	凍結
30	新田小	230	198	197	1	
31	関原小	100	78	59	19	
32	千寿小	195	161	152	9	
33	千寿桜小	100	92	71	21	
34	千寿常東小	135	99	89	10	
35	千寿第八小	100	94	88	6	

※応募人数には、国立・私立学校等の入学希望者も含まれています。

※抽選会の当選者数は、他校の抽選落選者数や転入・転出等を勘案して決定するため、『受入可能数 - 学区域内人数』とは異なります。

◆ 抽選校及び抽選日（抽選の対象者には「抽選時間・会場」等について郵送で通知します。）

抽選校	抽選日	抽選日
千寿本町小学校	12月10日(月)	午前
加平小学校	12月10日(月)	"
東伊興小学校	12月10日(月)	午後
梅島小学校	12月10日(月)	"

◆ 凍結校とは「学区域外からの受付と指定校変更の受付を制限する学校」です。

今後、受入可能人数に達した学校は随時「凍結校」となり、希望者の入学を制限していきます。

ただし凍結になつた学校でも、平成31年2月27日現在の欠員の状況によっては、凍結を解除することもあります。
凍結の追加・解除については、区ホームページのみで公表いたします。

ホームページをご覧になれない方は、2月26日から3月5日（平日8：30～17：00まで）にお問い合わせください。

※この集計表は足立区ホームページでもご覧になれます。

※問い合わせ先 足立区教育委員会 学務課就学係 03-880-5969

平成31年度 新入学 中学校選択の応募状況（最終集計表）

水色

平成31年度入学（新一年生）の最終応募状況は、次のとおりです。〔11月15日現在〕

No.	学校名	受入可能人数	応募人數 計	学区内 内人數	学区域 外人數	備考
1 第一中	130	127	104	23		
2 第四中	203	323	101	222	抽選	
3 第五中	95	78	48	30		
4 第六中	95	100	79	21		
5 第七中	130	173	101	72	抽選	
6 第九中	203	219	137	82		
7 第十中	165	211	134	77	抽選	
8 第十一中	203	235	135	100	抽選	
9 第十二中	165	191	150	41		
10 第十三中	203	233	178	55	抽選	
11 第十四中	270	268	150	118		
12 青井中	60	42	27	15		
13 伊興中	203	226	179	47	凍結	
14 入谷中	60	40	32	8		
15 入谷南中	130	110	85	25		
16 扇中	95	60	56	4		
17 加賀中	95	44	38	6		
18 蒲原中	203	184	161	23		

※応募人数には、国立・都立・私立学校等の入学希望者も含まれています。
 ※抽選会の当選者数は、他校の抽選落選者数や転入・転出等を勘案して決定するため、『受入可能数－学区内人數』とは異なります。

◆抽選校及び抽選日

抽選校	抽選日
第七中学校	12月 6日 (木) 午前
第十三中学校	12月 6日 (木) "
第四中学校	12月 6日 (木) 午後
千寿桜堤中学校	12月 6日 (木) "
花畠中学校	12月 7日 (金) 午前
第十中学校	12月 7日 (金) "
第十一中学校	12月 7日 (金) 午後

◆凍結校とは「学区外からの受付と指定校変更の受付を制限する学校」です。

今後、受入可能人数に達した学校は隨時「凍結校」となり、希望者の入学を制限していきます。
 ただし凍結になった学校でも、平成31年2月27日現在の欠員の状況によっては、凍結を解除することもあります。
 凍結の追加・解除については、区ホームページのみで公表いたします。
 ホームページをご覧になれない方は、2月26日から3月5日（平日8：30～17：00まで）にお問い合わせください。

※この集計表は足立区ホームページでもご覧になれます。
 ※問い合わせ先 足立区教育委員会 学務課就学係 〒3880-5969

